

# 「上下水道料金体系のあり方について」

令和2年8月4日  
第2回経営審議会 資料

1. 帯広市の上下水道事業の現状	.....	1
2. 上下水道事業の収支見通し	.....	7
3. 上下水道料金の検討の対象	.....	13
4. 水道料金等の現状		
(1) 水道料金の体系	.....	16
(2) 水道料金の改定状況	.....	18
(3) 水道の利用状況	.....	19
(4) 小口使用者の状況	.....	21
(5) 大口使用者の状況	.....	24
(6) 超大口使用者、専用水道事業者の状況	.....	28
(7) 公共用料金の状況	.....	33

帯広市上下水道部

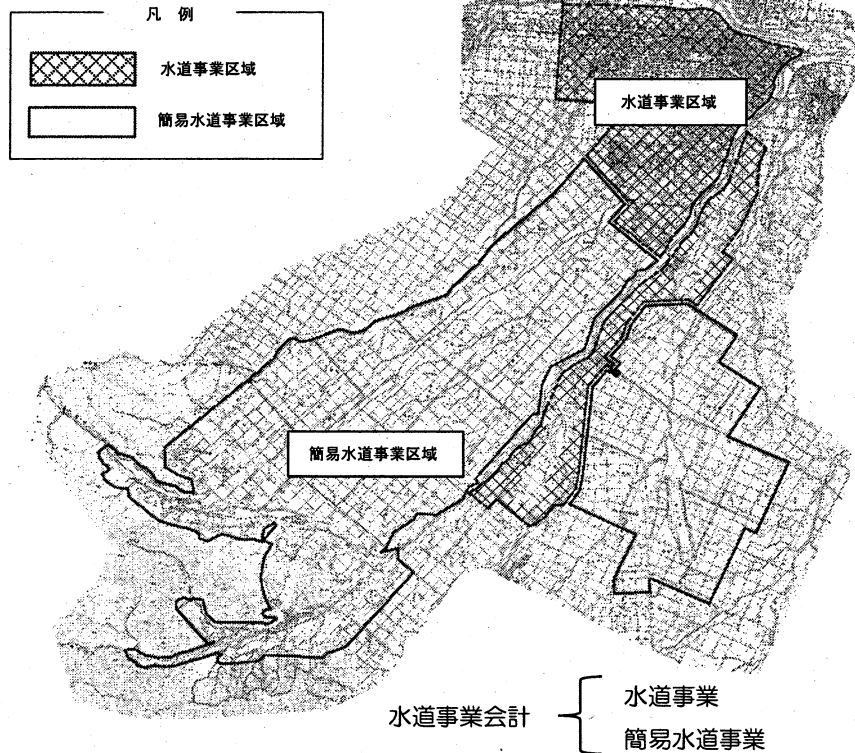
# 1. 帯広市の上下水道事業の現状

## (1) 帯広市の上下水道事業の概要

- 帯広市の水道事業は、札内川の伏流水を水源として昭和28年12月に給水開始
- 将来の水需要の増大に対処するため、近隣6町村と水道水供給事業を行うため昭和56年に十勝中部広域水道企業団を設立し、平成11年から本格的に受水開始
- 令和元年度末の普及率は99.9%
- 令和2年度より農村部の簡易水道事業も一元管理

- 下水道事業は、昭和35年4月より供用開始
- 昭和52年からは、近隣3町を含めた下水処理を行うため北海道が事業主体となる十勝川流域下水道事業がスタート
- 令和元年度末の水洗化普及率は98.9%
- 令和2年度より農村部の農村下水道事業も一元管理

水道事業・簡易水道事業

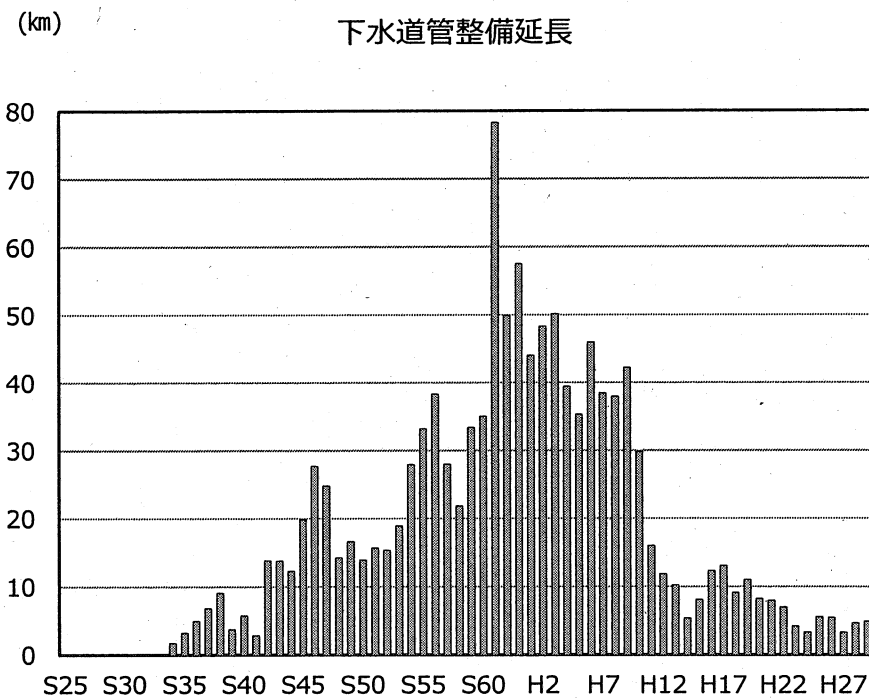
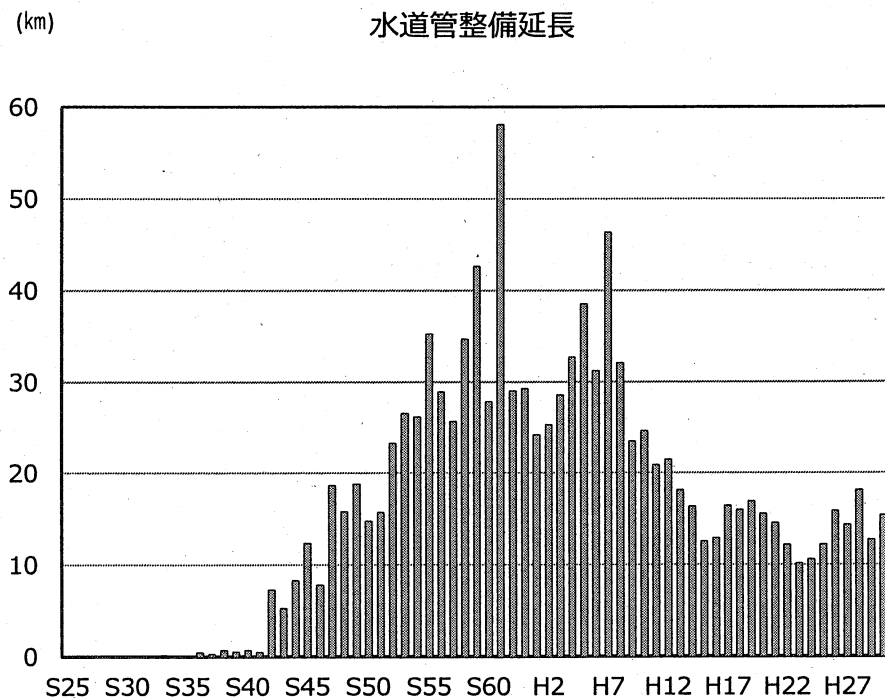


下水道事業・農村下水道事業



## (2) 上下水道施設の整備

上下水道は、昭和50年代後半から平成10年頃に集中的に整備され、令和元年度末の水道管の延長は約 1,127km、下水道管の延長は約 1,220km



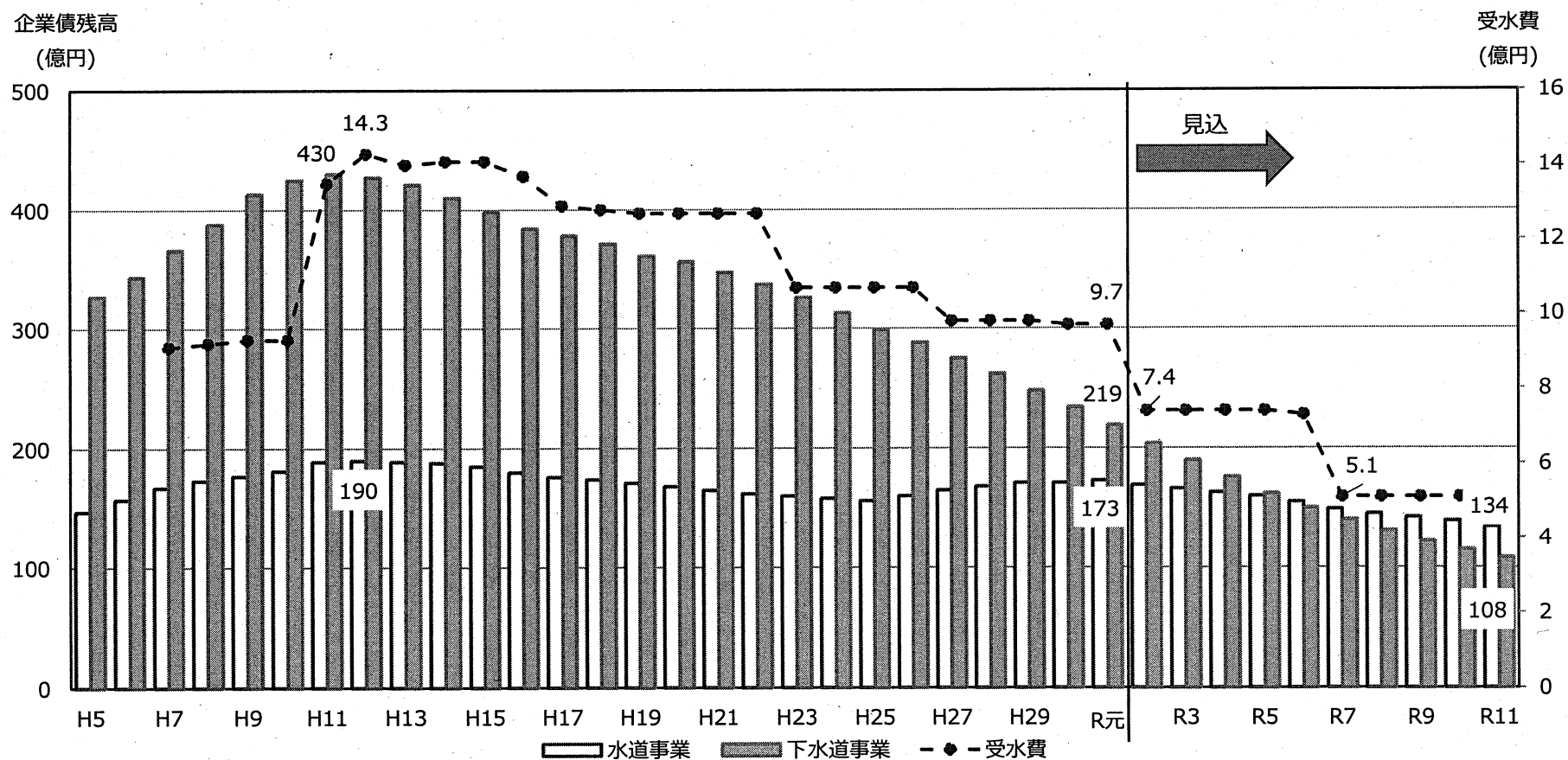
### (3) 企業債残高と受水費の推移

○上下水道の集中的な整備により企業債残高が増加し、水道事業では平成12年度末に約190億円、下水道事業では平成11年度末に約430億円に達したが、それ以降は減少傾向が続き、令和元年度末には水道事業で約173億円、下水道事業で約219億円

今後も減少傾向が続く見込みであり、令和11年度末では水道事業で約134億円、下水道事業で約108億円になる見込

○企業団からの受水費は平成12年度の約14.3億円をピークに段階的に減少し、令和元年度で約9.7億円

令和2年度からは約7.4億円に減少し、令和7年度からは約5.1億円に減少する見込み

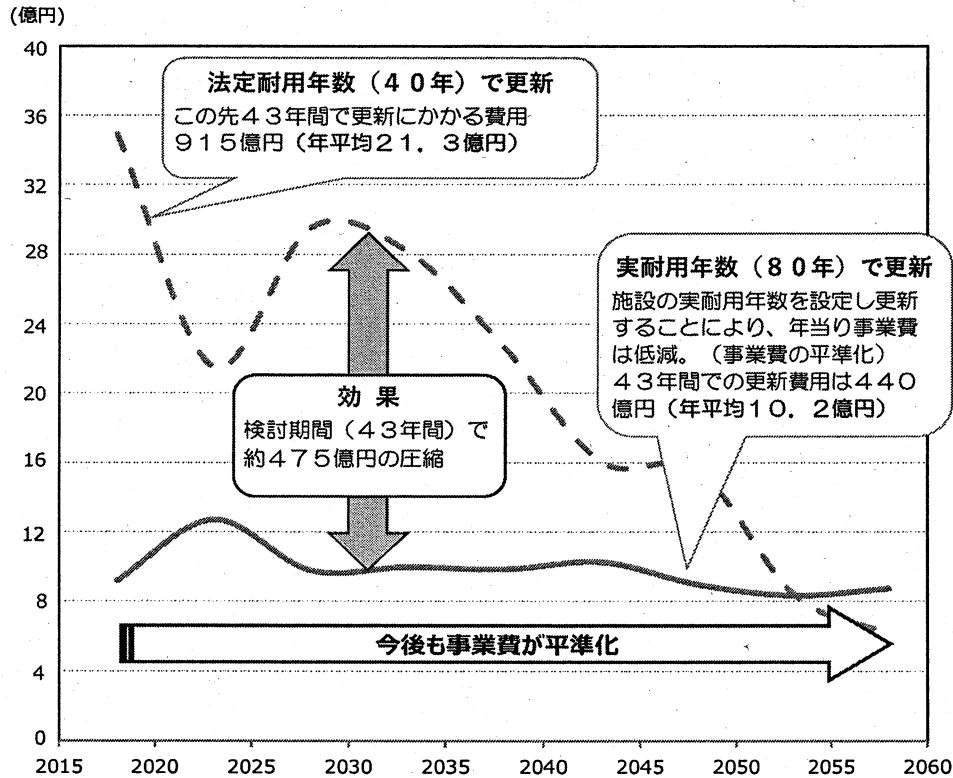


#### (4) 上下水道インフラ基本計画

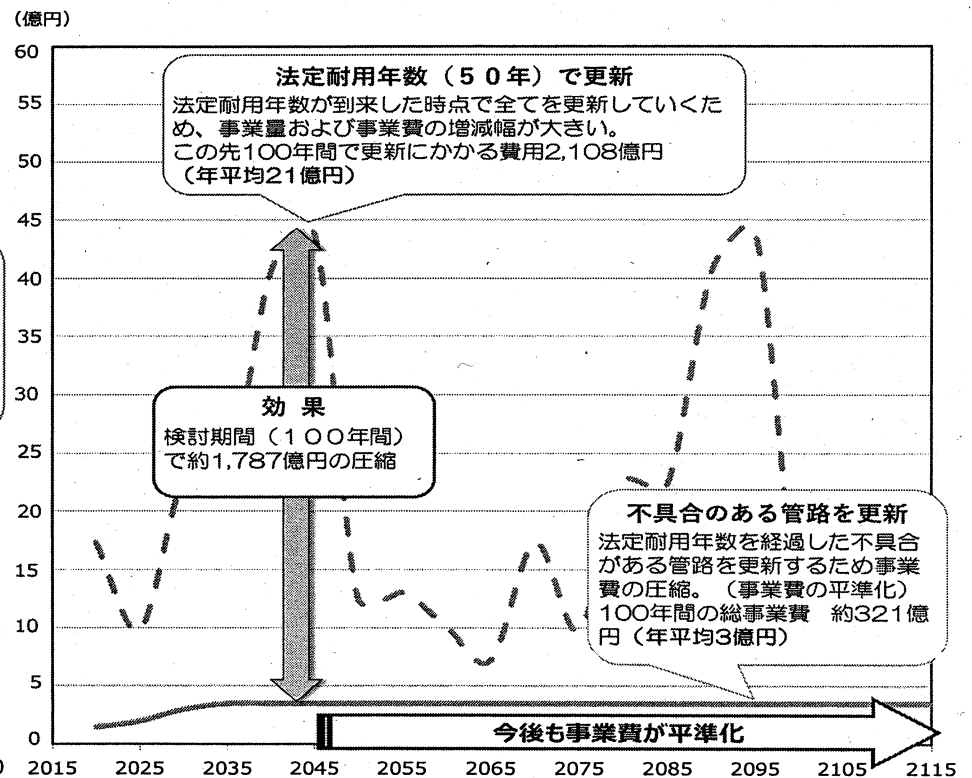
集中的に整備された管や施設は更新時期を迎えているが、投資経費の急激な増加を抑制するために、インフラ基本計画を策定し計画的な更新や長寿命化などにより年度間の平準化を図っている

インフラ基本計画とは  
インフラ資産の現状を把握し、将来的な劣化を予測した更新費用のバランスを勘案しながら最適な更新計画を立てる

水道事業



下水道事業

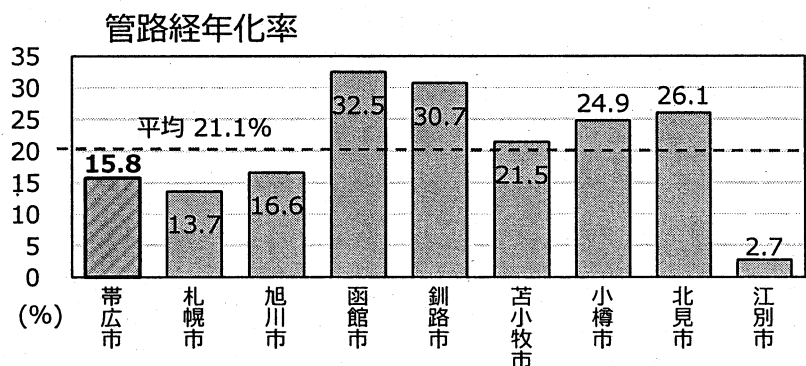
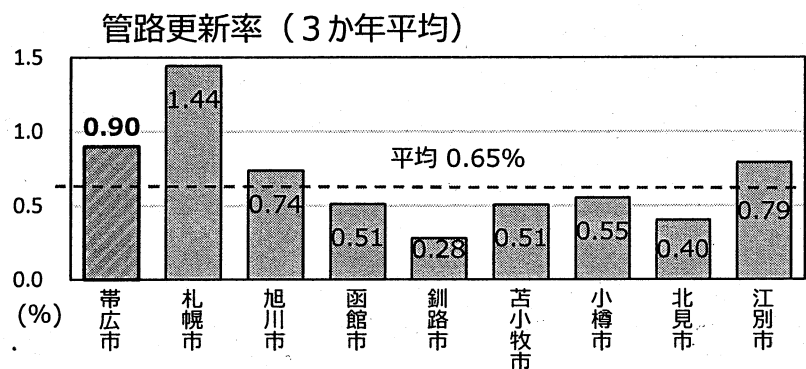


## (5) 管路等の更新、老朽化の状況

上下水道管路等の計画的な更新により、管路等の更新ペースを示す管路更新率や管路等の老朽化割合を示す管路経年化率を道内主要都市と比較すると、

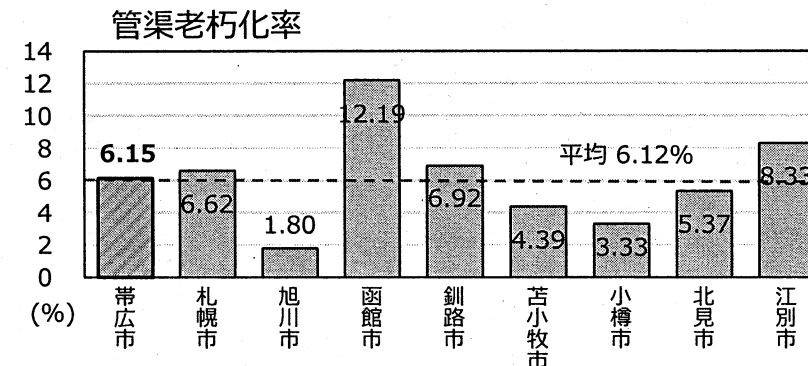
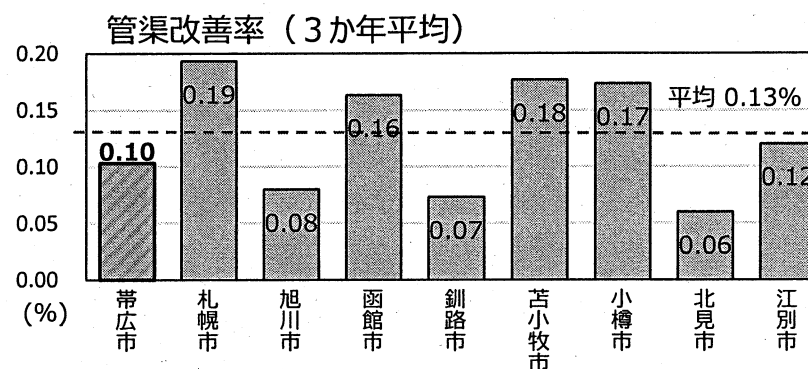
水道事業 管路更新率は2番目に高い 管路経年化率でも3番目に低い  
 下水道事業 管渠改善率は平均を若干下回る 管渠老朽化率はほぼ平均値

### <水道事業>



管路更新率 = (当該年度に更新した管路延長/管路延長) × 100  
 管渠改善率 = (改善(更新・改良・修繕)管渠延長/下水道布設延長) × 100  
 当該年度に更新した管路等の延長の割合を表す指標であり、管路等の更新ペースや状況を把握できる

### <下水道事業>

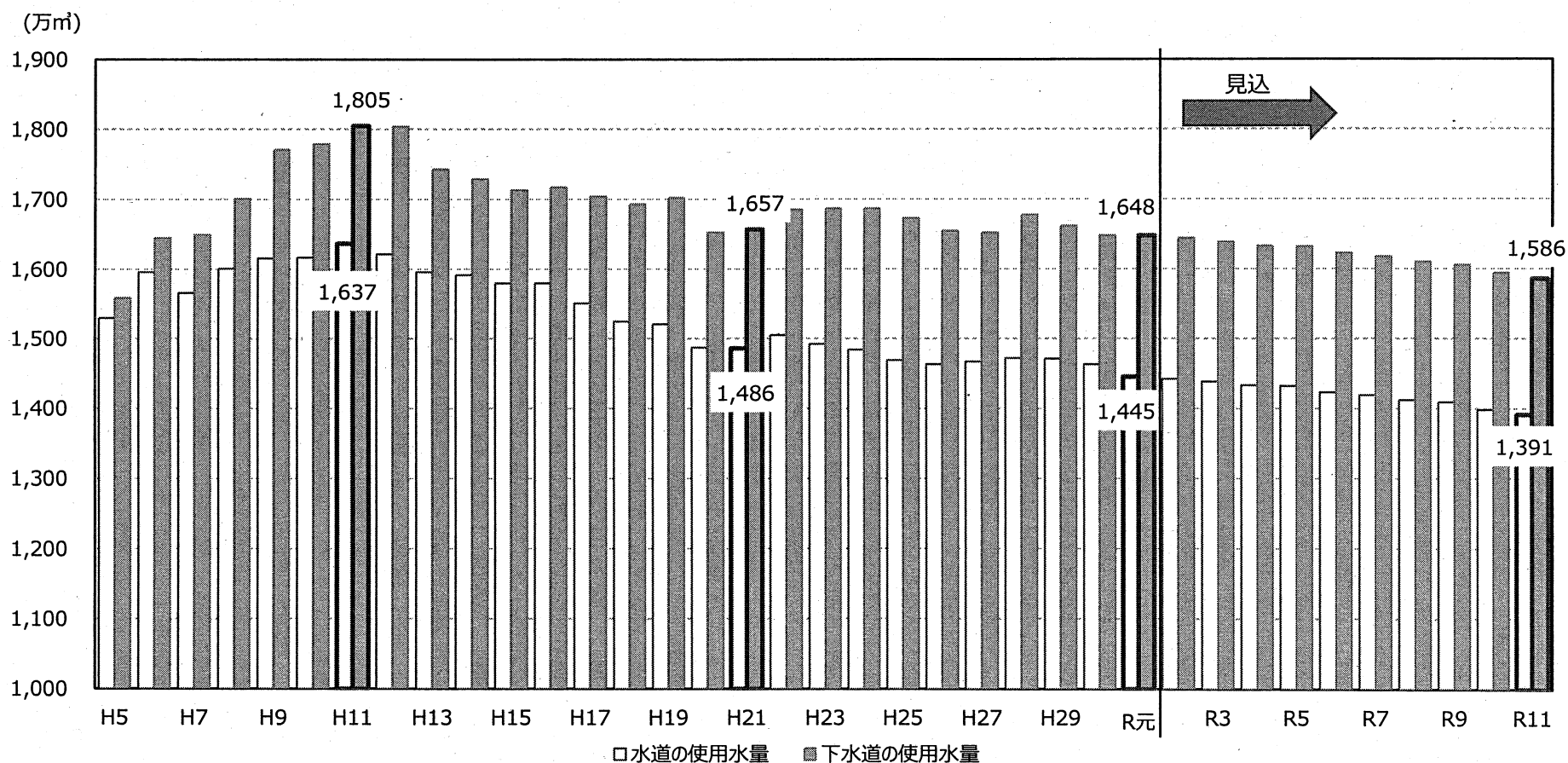


管路経年化率 = (法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長) × 100  
 管渠老朽化率 = (法定耐用年数を経過した管渠延長/下水道布設延長) × 100  
 法定耐用年数を超えた管路等の延長割合を示す指標であり、管路等の老朽化割合を示す

## (6) 上下水道の使用水量の推移

上下水道の年間使用水量は、平成11年度をピークに減少傾向が続いていたが、近年は微減傾向  
今後も人口減少に伴い減少傾向が続く見込み

	平成21年度と平成11年度の比較	令和元年度と平成21年度の比較	令和11年度と令和元年度の比較
水道 使用水量	△ 151万㎡ (△ 9.2%)	△ 41万㎡ (△ 2.8%)	△ 54万㎡ (△ 3.7%)
下水道 使用水量	△ 148万㎡ (△ 8.2%)	△ 9万㎡ (△ 0.5%)	△ 62万㎡ (△ 3.8%)



## (7)新型コロナウイルス感染症に伴う影響に関する市議会等での質疑

### ①配水量の変化

○新型コロナウイルス感染症の影響により、水道の使用水量はどのように変化しているのか？

→・令和2年2～6月の市内全体での配水量は大きな変化がない

- ・市内中心部を含む駅周辺地区では、飲食店や宿泊施設などが集中していることもあり、前年より60千 $m^3$ （12.2%）減少
- ・その他の住宅地区などでは、194千 $m^3$ （3.4%）増

### ②支払いが困難な方への対応

○新型コロナウイルス感染症により支払いが困難になっている方への対応は？

- ・支払いが困難となっている方に対しては、国からの要請に基づき、迅速かつ柔軟に支払いの猶予などの対応
- ・水道料金の未納者に対する給水の停止措置を中止している

### ③上下水道料金の減免

○新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方へ、他都市のように上下水道料金を減免した場合の影響は？

- ・一般利用者の上下水道料金について、2か月分の基本料金を減免すると約3.4億円
- ・従量料金を含めて2か月分すべてを減免すると約11億円

○新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者や市民に対して、他都市のように上下水道料金を減免できないのか？  
国の交付金を活用して減免できないのか？

- ・上下水道事業は独立採算制に基づき運営しており、上下水道料金を財源として減免することは、規模も大きくなり今後の事業運営に及ぼす影響が大きく、受益者負担の原則や公平性の観点からも実施は難しい
- ・国の交付金を活用した支援策については、限られた交付金の中で、地域経済や市民生活の影響を踏まえ帯広市全体で検討

### ④その他

○バックアップ制度は任意契約のため未契約者が存在し、契約者との不公平をなくす観点等からも、バックアップ制度を見直すべきでは？

- ・国の水道ビジョンでは、災害時の地下水の有効性が示されるなど、制度創設時と環境も変化しているため、上下水道料金の検証作業の中で検討していく

○上下水道料金の検証を早くすめ、新型コロナウイルスにより影響を受けている方の負担軽減に早期につなげるべき（意見）

○上下水道料金の検証の中では、大量に水を使う酪農家などの負担軽減についても検討すべき（意見）



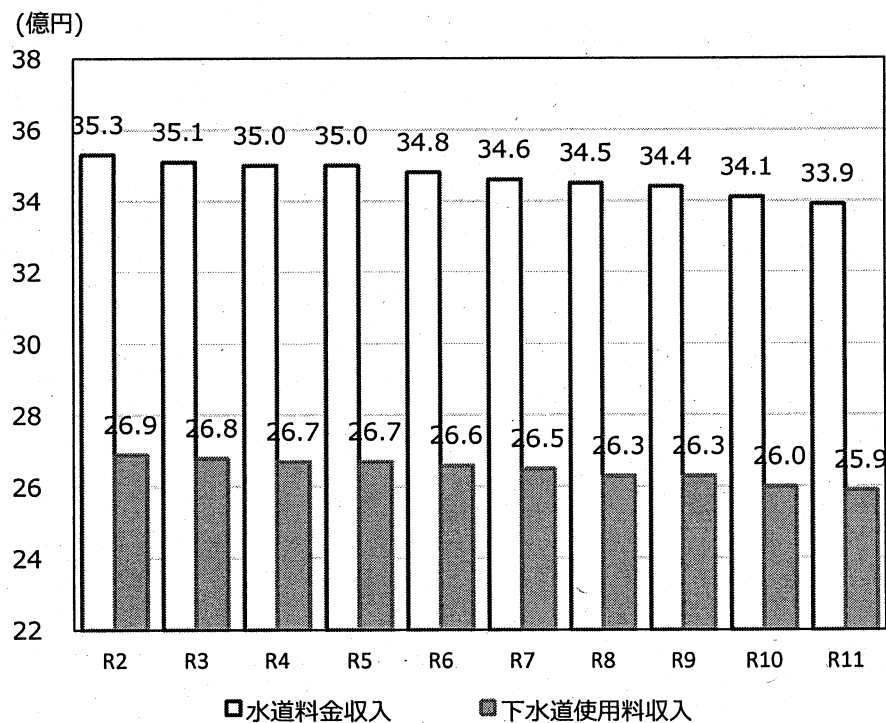
## 2. 上下水道事業の収支見通し

### (1) 上下水道料金の見込み

人口減少に伴い、水道料金・下水道使用料ともに微減傾向が続く

水道料金 10年間で 1.4億円の減少 (△4.0%)

下水道使用料 10年間で 1.0億円の減少 (△3.7%)



### (2) 企業債償還金等及び受水費の見込み

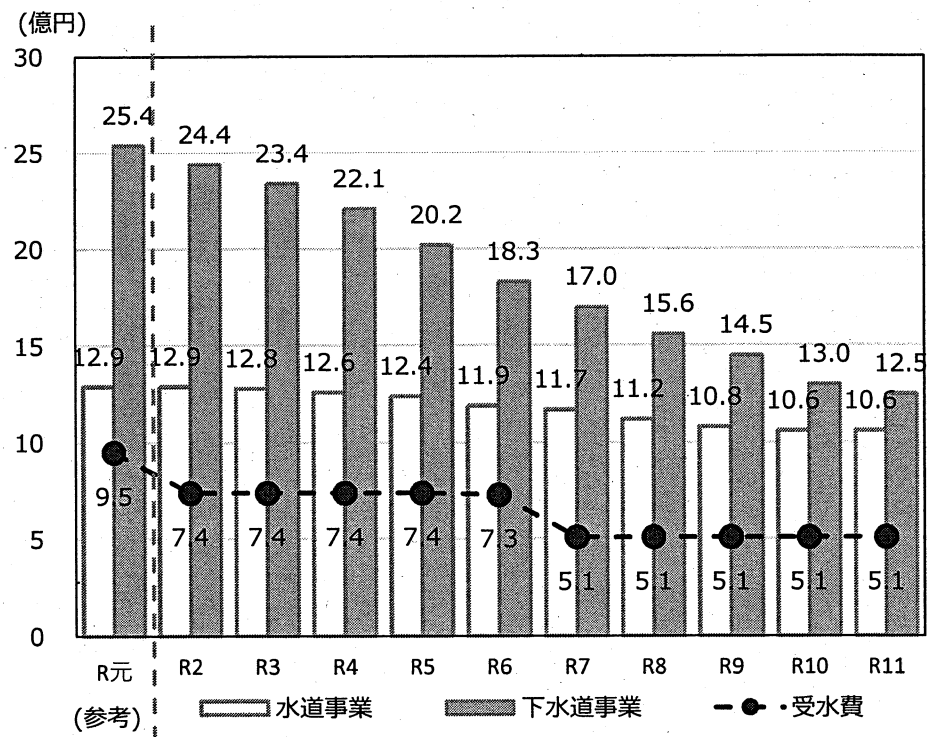
企業債の元利償還金は、水道・下水道事業ともに減少傾向が続く

水道事業 10年間で 2.3億円の減少 (△17.8%)

下水道事業 10年間で 11.9億円の減少 (△48.8%)

企業団からの受水費は、R2～ R7～ 2.1億円の減少 (△22.1%)

R7～ 2.2億円の減少 (△30.1%)



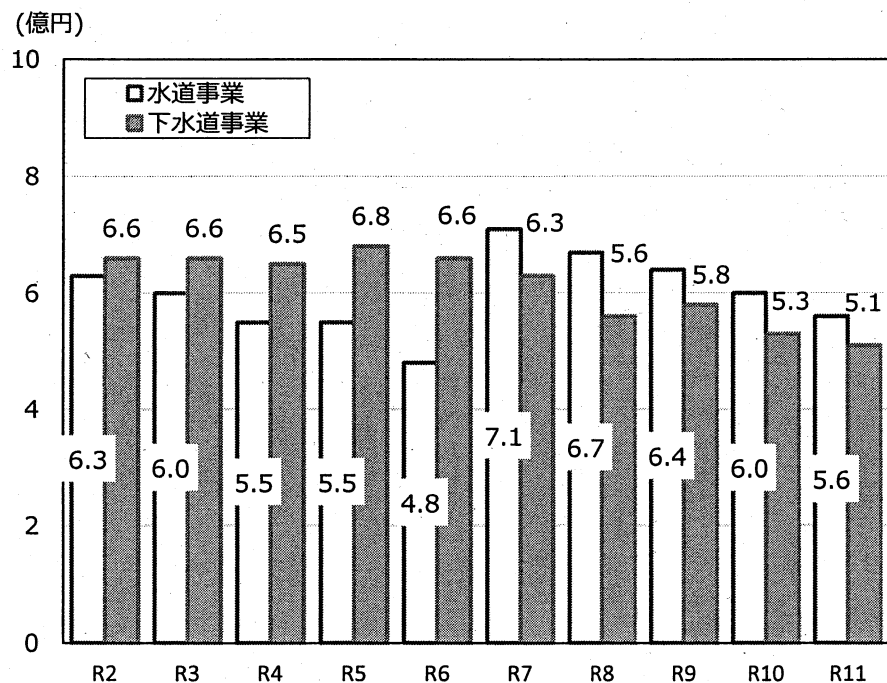
### (3) 当年度純損益の見込み

#### <水道事業>

- 水道料金は毎年度減少するものの、受水費や企業債利息の減少などにより、毎年度5～7億円程度の純利益を確保

#### <下水道事業>

- 下水道使用料は毎年度減少するものの、企業債利息の減少などにより、毎年度5～7億円程度の純利益を確保



純損益とは、収益か(収入)ら費用(支出)を差し引いた金額で、プラスであれば純利益(黒字)、マイナスであれば純損失(赤字)

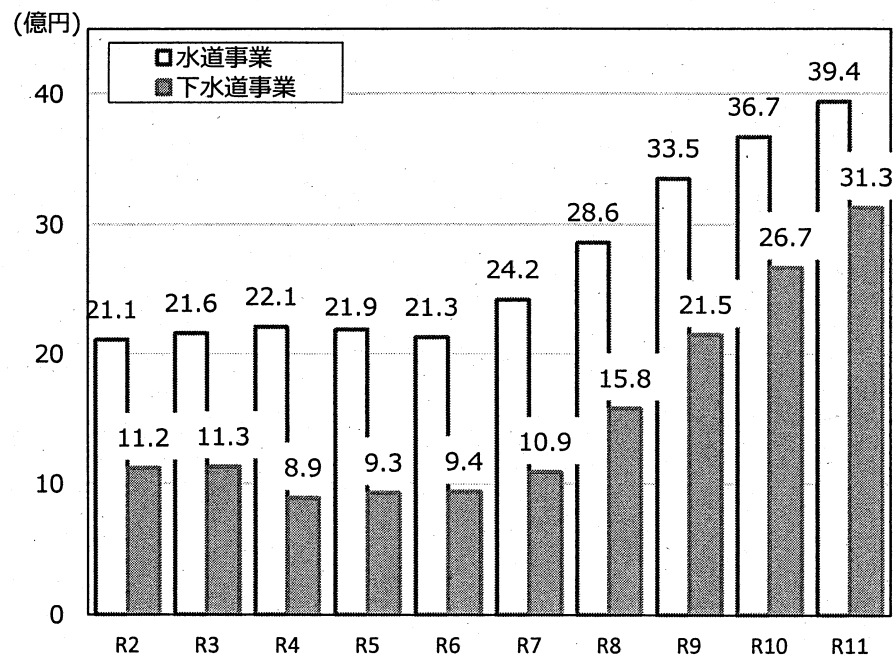
### (4) 累積資金残高の見込み

#### <水道事業>

- 前半は、R2末と同程度の21～22億円で推移
- 後半は、純利益の増加などにより、毎年度3～5億円増加し、R11末で39億円

#### <下水道事業>

- 前半は、R2末より微減し、9億円程度で推移
- 後半は、企業債償還金の減少などにより、毎年度4～5億円増加し、R11末で31億円



累積資金残高とは、純利益のほか減価償却費など現金支出が伴わない費用によって生じた資金の累計額  
主に、今後の施設整備や企業債償還(借金返済)に使用

## (5) 収支見通し

### 水道事業

(単位：百万円)

年度		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
項目											
収益的 収入	水道料金	3,526	3,513	3,501	3,498	3,475	3,464	3,446	3,438	3,410	3,393
	長期前受金戻入	237	225	224	225	224	223	211	201	191	178
	その他収入	408	410	412	409	412	419	420	415	418	405
	計	4,171	4,148	4,137	4,132	4,111	4,106	4,077	4,054	4,019	3,976
収益的 支出	受水費	738	737	736	736	734	511	510	509	506	505
	減価償却費等	1,657	1,649	1,696	1,703	1,769	1,767	1,775	1,786	1,792	1,794
	企業債利息等	239	218	198	181	167	154	144	135	127	122
	その他支出	911	942	954	961	957	962	975	988	996	996
計	3,545	3,546	3,584	3,581	3,627	3,394	3,404	3,418	3,421	3,417	
当年度純損益		626	602	553	551	484	712	673	636	598	559
資本的 収入	企業債	579	754	783	769	524	465	526	646	632	430
	補助金	0	1	13	0	10	10	10	10	10	10
	その他収入	35	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計	614	785	826	799	564	505	566	686	672	470
資本的 支出	建設改良費	1,599	1,855	1,906	1,952	1,784	1,589	1,519	1,603	1,766	1,569
	償還金	1,053	1,063	1,061	1,056	1,025	1,015	974	943	931	937
	その他支出	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	2,653	2,919	2,968	3,009	2,810	2,605	2,494	2,547	2,698	2,507
資本的収支不足額		2,039	2,134	2,142	2,210	2,246	2,100	1,928	1,861	2,026	2,037
補てん財源		2,181	2,184	2,188	2,197	2,181	2,390	2,365	2,356	2,348	2,307
累積資金残高		2,110	2,160	2,206	2,193	2,128	2,418	2,855	3,350	3,672	3,942
企業債残高		16,875	16,565	16,287	16,000	15,499	14,949	14,501	14,204	13,905	13,398

※. 収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

## 下水道事業

(単位：百万円)

年度		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
項目											
収益的 収入	下水道使用料	2,694	2,684	2,674	2,672	2,655	2,646	2,631	2,625	2,604	2,591
	長期前受金戻入	1,076	1,067	1,075	1,080	1,081	1,090	1,103	1,051	1,024	1,011
	その他収入	1,081	1,103	1,134	1,137	1,092	1,076	1,086	1,025	973	938
	計	4,851	4,854	4,883	4,889	4,828	4,812	4,820	4,701	4,601	4,540
収益的 支出	減価償却費等	2,351	2,334	2,366	2,374	2,380	2,403	2,435	2,352	2,306	2,278
	企業債利息等	368	321	276	236	203	177	156	139	123	109
	その他支出	1,477	1,538	1,596	1,602	1,585	1,599	1,667	1,626	1,640	1,647
	計	4,196	4,193	4,238	4,212	4,168	4,179	4,258	4,117	4,069	4,034
当年度純損益		<b>655</b>	<b>661</b>	<b>645</b>	<b>677</b>	<b>660</b>	<b>633</b>	<b>562</b>	<b>584</b>	<b>532</b>	<b>506</b>
資本的 収入	企業債	542	611	555	386	374	533	528	410	385	506
	(うち、建設企業債)	(260)	(362)	(339)	(229)	(233)	(410)	(433)	(349)	(352)	(473)
	補助金	222	427	681	435	576	602	260	222	278	428
	その他収入	201	204	199	189	196	204	210	206	200	199
	計	965	1,242	1,435	1,010	1,146	1,339	998	838	863	1,133
資本的 支出	建設改良費	791	1,216	1,777	1,230	1,555	1,719	1,076	893	1,045	1,379
	償還金	2,076	2,016	1,934	1,788	1,623	1,524	1,399	1,311	1,180	1,144
	その他支出	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	計	2,868	3,233	3,712	3,020	3,179	3,244	2,476	2,205	2,226	2,524
資本的収支不足額		1,903	1,991	2,277	2,010	2,033	1,905	1,478	1,367	1,363	1,391
補てん財源		1,985	2,006	2,032	2,047	2,050	2,048	1,967	1,944	1,880	1,856
累積資金残高		<b>1,119</b>	<b>1,134</b>	<b>889</b>	<b>926</b>	<b>943</b>	<b>1,086</b>	<b>1,575</b>	<b>2,152</b>	<b>2,669</b>	<b>3,134</b>
企業債残高		<b>20,377</b>	<b>18,989</b>	<b>17,624</b>	<b>16,233</b>	<b>14,992</b>	<b>14,008</b>	<b>13,142</b>	<b>12,245</b>	<b>11,454</b>	<b>10,820</b>

※. 収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

## 簡易水道事業

(単位：百万円)

年度		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
収益的 収入	簡易水道料金	131	131	131	132	132	131	131	131	131	131
	長期前受金戻入	146	97	65	23	15	40	14	14	14	14
	その他収入	12	9	10	9	9	10	31	28	32	25
	計	289	237	206	164	156	181	176	173	177	170
収益的 支出	受水費	13	13	13	13	13	10	10	10	10	10
	減価償却費等	233	154	114	66	58	106	68	70	71	70
	企業債利息等	9	9	9	9	9	9	10	10	10	10
	その他支出	93	102	84	85	103	123	110	97	98	84
計	348	278	220	173	183	248	198	187	189	174	
当年度純損益		△ 59	△ 41	△ 14	△ 9	△ 27	△ 67	△ 22	△ 14	△ 12	△ 4
資本的 収入	企業債	70	202	214	208	204	211	205	197	215	209
	その他収入	18	19	22	23	24	29	33	42	50	55
	計	88	221	236	231	228	240	238	239	265	264
資本的 支出	建設改良費	83	224	238	229	225	234	229	221	239	235
	償還金	33	37	41	43	46	54	62	78	91	101
	計	116	261	279	272	271	288	291	299	330	336
資本的収支不足額		28	40	43	41	43	48	53	60	65	72
補てん財源		34	35	55	54	34	18	51	60	65	72
累積資金残高		21	16	28	41	32	2	0	0	0	0
企業債残高		653	818	991	1,156	1,314	1,470	1,613	1,732	1,856	1,964

※、収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

- ・簡易水道事業と農村下水道事業については、令和2年度より地方公営企業法の適用に併せ、上下水道事業と一元管理している。
- ・帯広市の水道料金・下水道使用料は、従来から都市部と農村部を同一に設定しており、簡易水道事業と農村下水道事業の収支状況を明確にし、水道事業や下水道事業に影響が生じないようにするため、収支不足が生じた場合には一般会計から補てんすることとしている。

## 農村下水道事業

(単位：百万円)

年度		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
収益的 収入	下水道使用料	26	27	27	27	28	28	28	28	29	29
	長期前受金戻入	15	12	12	12	12	14	14	14	14	13
	その他収入	92	83	87	88	88	93	97	100	104	104
	計	133	122	126	127	128	135	139	142	147	146
収益的 支出	減価償却費等	52	47	49	51	54	58	60	63	63	62
	企業債利息等	10	10	10	9	9	8	8	7	7	6
	その他支出	65	58	59	60	61	63	65	66	69	70
	計	127	115	118	120	124	129	133	136	139	138
当年度純損益		6	7	8	7	4	6	6	6	8	8
資本的 収入	企業債	40	41	43	44	71	43	43	43	43	43
	補助金	0	0	0	1	28	0	0	0	0	0
	その他収入	17	18	18	19	20	20	21	21	22	21
	計	57	59	61	64	119	63	64	64	65	64
資本的 支出	建設改良費	71	69	71	73	128	71	71	72	72	72
	償還金	34	37	40	43	45	47	50	52	55	53
	計	105	106	111	116	173	118	121	124	127	125
資本的収支不足額		48	47	50	52	54	55	57	60	62	61
補てん財源		48	47	50	52	54	55	57	60	62	61
累積資金残高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高		740	744	747	748	774	770	763	754	742	732

※. 収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

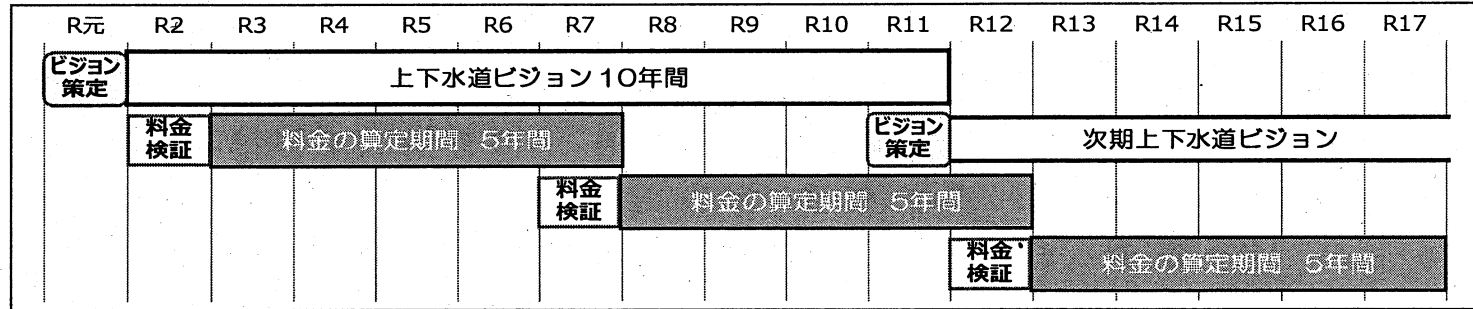
### 3. 上下水道料金の検討の対象

#### (1) 料金の算定期間

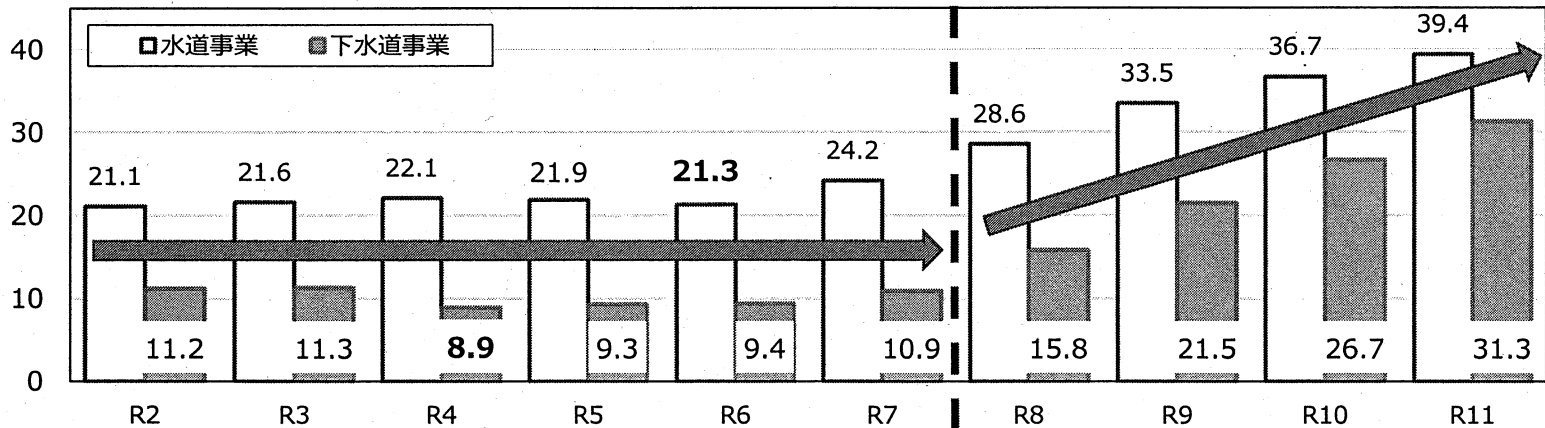
水道料金・下水道使用料については 5年ごとに検証することとし、  
 今回の料金の算定期間は、令和3年から令和7年度までの5年間

- ・ 上下水道ビジョンの期間 10年間
- ・ 水道法などで料金はおおむね3年から5年の期間で算定すべきとされている
- ・ ビジョン10年間の中で、前半と後半で累積資金残高の傾向が異なる

上下水道ビジョン策定と料金算定期間のイメージ



(億円) 累積資金残高の見込み (再掲)





## (2) 検討の対象

### ① 累積資金残高の必要額

#### 水道事業10億円、下水道事業8億円と想定し、令和7年度までの5年間では、水道事業のみ検討

水道事業	期間中の累積資金残高の最低額は、令和6年度末の21.3億円であり、必要額と想定した10億円との差額が11.3億円あるため、今回の検討対象とする
下水道事業	期間中の累積資金残高の最低額は、令和4年度末の8.9億円であり、必要額と想定した8億円との差額が0.9億円しかないため、今回の検討の対象外とする

#### ○ 安定的な事業運営が可能な累積資金残高

##### 過去の大規模災害などを例に、年間の水道料金等の30%を確保

- 過去の大災害による断水被害においても、約1カ月以内の復旧実績
  - ・2011年東日本大震災では、津波被災地区を除き、震災発生から1ヵ月で約90%の断水復旧
  - ・2016年熊本地震における断水期間は、熊本市は約10日、益城町は約30日
- 復旧後、更に2か月後から水道料金等が発生

- 東日本大震災  
2011年3月 最大震度7 (M9.0)  
断水戸数 約256.7万戸
- 熊本地震  
2016年4月 最大震度7 (M7.3)  
断水戸数 約44.6万戸

合計で3か月程度の影響が生じることから、累積資金残高を年間の水道料金等の30%を確保することとする

水道事業	$35.4\text{億円} \times 30\% = \text{約}10.6\text{億円}$
下水道事業	$27.0\text{億円} \times 30\% = \text{約}8.1\text{億円}$



(参考1) 道内主要都市の「累積資金残高」と「累積資金残高/給水収益(下水道使用料)」の比較

○累積資金残高/給水収益(下水道使用料)については、水道事業・下水道事業ともに各都市でバラツキがあり  
水道事業では 20.0%~147.5%、下水道事業では △ 48.8%~46.0%

水道事業 (H30年度末)

(単位:億円)

	帯広市	旭川市	札幌市	小樽市	釧路市	函館市	苫小牧市	室蘭市	江別市	北見市
累積資金残高	19.4	9.5	90.9	10.0	17.6	19.2	13.2	10.3	15.6	35.4
給水収益	35.5	47.4	375.1	23.1	40.2	39.8	25.3	13.9	19.2	24
累積資金残高/給水収益	54.6%	20.0%	24.2%	43.3%	43.8%	48.2%	52.2%	74.1%	81.3%	147.5%

下水道事業 (H30年度末)

(単位:億円)

	帯広市	釧路市	室蘭市	北見市	小樽市	旭川市	札幌市	函館市	苫小牧市	江別市
累積資金残高	10.0	△ 18.0	△ 3.4	△ 1.5	△ 1.3	7.2	38.9	16.8	10.4	5.8
下水道使用料	27.0	36.9	14.4	18.4	18.9	53.0	193.8	41.9	23.2	12.6
累積資金残高/下水道使用料	37.0%	△ 48.8%	△ 23.6%	△ 8.2%	△ 6.9%	13.6%	20.1%	40.1%	44.8%	46.0%

(参考2) 大規模な自然災害時の財政支援

○施設等の復旧経費に対して「災害復旧事業債」の発行が可能

地震や大雨による災害によって被災した施設等を原形に復旧するための工事費などに対して企業債の発行が可能  
熊本地震の例では、企業債の償還時に国から交付税として50%が補てん、  
償還年限も通常の10年償還から25年償還に延長

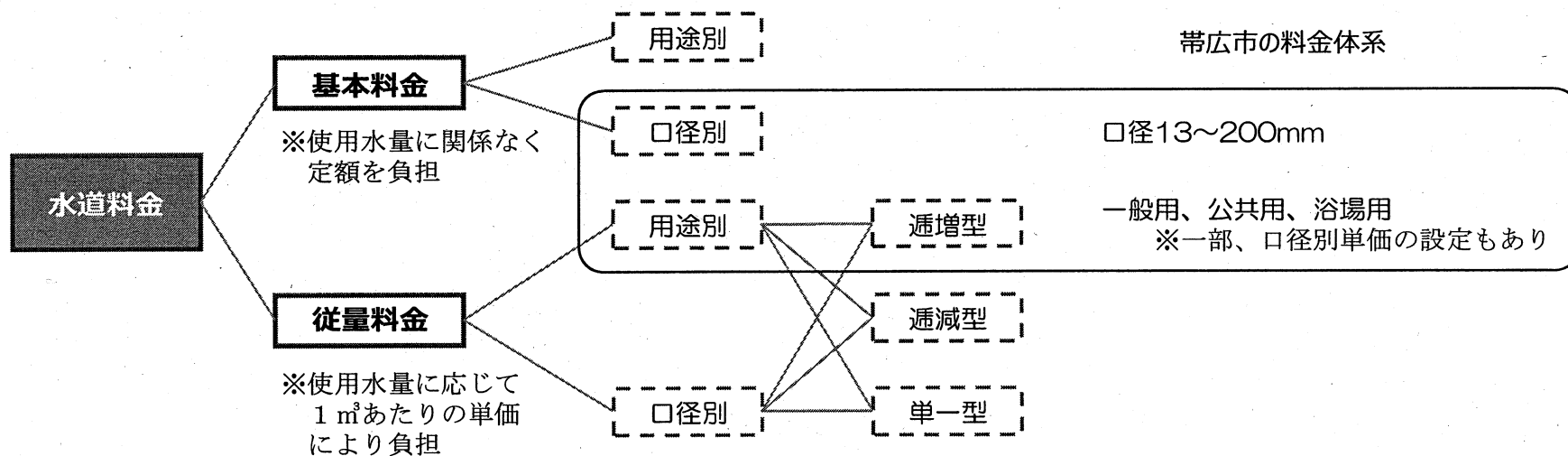
○運転資金として「減収対策企業債」の発行が可能

東日本大震災の例では、震災に伴い料金収入などが減少し資金不足が生じた場合に発行可能  
企業債の償還利子の50%が国から交付税として補てん

# 4. 水道料金等の現状

## (1) 水道料金の体系

- 全国の多くの水道事業者の水道料金は、基本料金と従量料金から構成
- 基本料金については、用途や口径の区分によって、定額料金を設定
- 従量料金については、使用水量に応じて1 m<sup>3</sup>あたりの単価が変動する設定や単一で設定



# 帯広市の水道料金の体系

- 基本料金は、水道メーターの口径で区分した「口径別」の料金体系を採用
- 従量料金は、水道水の使用用途によって、一般用と公共用と浴場用に区分した「用途別」の料金体系を採用  
また、使用水量が増えると1㎡あたりの単価も高くなる「逓増型」の料金体系を採用

水道料金(1か月・税込)

メーター口径	口径別 基本料金	従量料金 (1㎡につき)										
		用途別 一般用				公共用				浴場用		
		10㎡までの部分	10㎡を超え20㎡までの部分	20㎡を超え50㎡までの部分	50㎡を超える部分	10㎡までの部分	10㎡を超え20㎡までの部分	20㎡を超え50㎡までの部分	50㎡を超える部分	10㎡までの部分	10㎡を超え100㎡までの部分	100㎡を超える部分
13mm	990円	49.5円	逓増型	341円	49.5円	319円	341円	374円	49.5円	6,600円	374円	
20mm	1,210円	89.1円			89.1円							
25mm	1,430円	118.8円			118.8円							
40mm	5,984円	—	264円	319円	—	319円	341円	374円	—	6,600円	374円	
50mm	11,374円											
75mm	20,988円											
100mm	32,076円											
150mm	66,506円	—	264円	319円	—	319円	341円	374円	—	6,600円	374円	
200mm	95,051円											

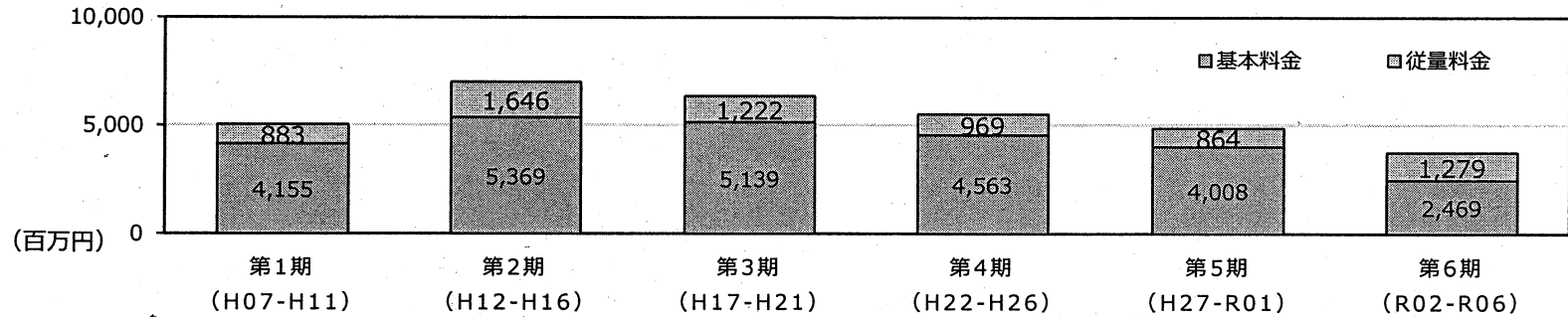
(臨時用を除く)

※水量にかかわらず定額

## (2) 水道料金の改定状況

### ① 企業団受水費の推移と水道料金の改定

これまで、事業経営に必要となる経費や水需要の見込みなどにより料金改定を実施  
特に、平成6年度以降は企業団からの受水費の発生、値上げに伴い、料金改定の実施



口径	S56.10.1		H6.4.1		H9.4.1		H12.2.1	
	基本水量	基本料金	基本水量	料金	基本水量	基本料金	基本水量	基本料金
13mm	8㎡	680	10㎡	960	10㎡	1,200	10㎡	1,350
20mm	8㎡	930	10㎡	1,440	10㎡	1,700	10㎡	1,910
25mm	8㎡	1,250	10㎡	1,850	10㎡	2,110	10㎡	2,380
40mm	8㎡	2,500	10㎡	4,130	10㎡	4,790	10㎡	5,440
50mm	8㎡	7,000	10㎡	7,660	10㎡	8,990	10㎡	10,340
75mm	8㎡	11,000	10㎡	14,780	10㎡	16,700	10㎡	19,080
100mm	8㎡	16,000	10㎡	23,330	10㎡	25,610	10㎡	29,160
150mm	8㎡	33,000	10㎡	49,260	10㎡	53,320	10㎡	60,490
200mm	8㎡	46,000	10㎡	68,850	10㎡	75,570	10㎡	86,410
	従量料金 (超過分)		従量料金 (超過分)		従量料金 (超過分)		従量料金 (超過分)	
一般用	8 < ≤20	100 /1㎡	10 < ≤20	160 /1㎡	10 < ≤20	210 /1㎡	10 < ≤20	240 /1㎡
	20 < ≤100	125 /1㎡	20 < ≤50	195 /1㎡	20 < ≤50	255 /1㎡	20 < ≤50	290 /1㎡
	100 <	140 /1㎡	50 < ≤100	210 /1㎡	50 < ≤100	270 /1㎡	50 < ≤100	310 /1㎡
	8 < ≤20	100 /1㎡	100 <	230 /1㎡	100 <	295 /1㎡	100 <	340 /1㎡
	20 < ≤100	140 /1㎡						
	100 <	165 /1㎡						
公共用	8 < ≤20	140 /1㎡	10 < ≤20	195 /1㎡	10 < ≤20	255 /1㎡	10 < ≤20	290 /1㎡
	20 < ≤100	165 /1㎡	20 < ≤50	210 /1㎡	20 < ≤50	270 /1㎡	20 < ≤50	310 /1㎡
	100 <	180 /1㎡	50 < ≤100	230 /1㎡	50 < ≤100	295 /1㎡	50 < ≤100	340 /1㎡
			100 <	255 /1㎡	100 <	325 /1㎡	100 <	375 /1㎡
浴場用	8 < ≤100	3,000	8 < ≤100	3,000	8 < ≤100	3,000	8 < ≤100	3,000
	20 < ≤100	40 /1㎡	20 < ≤100	40 /1㎡	20 < ≤100	40 /1㎡	20 < ≤100	40 /1㎡
臨時用		350 /1㎡		350 /1㎡		680 /1㎡		785 /1㎡

受水費の発生や値上げに伴う料金改定

口径	基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (使用水量1㎡につき)			
		≤10	10 < ≤20	20 < ≤50	50 <
13mm	900	45			
20mm	1,100	81			
25mm	1,300	108			
40mm	5,440	—	240	290	310
50mm	10,340	—	(290)	(310)	(340)
75mm	19,080	—			
100mm	29,160	—			
150mm	60,460	—			
200mm	86,410	—			

( ) は公共用

口径	基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金		
		≤10	10 < ≤100	100 <
13mm	900	45		
20mm	1,100	81		
25mm	1,300	108		
40mm	5,440	—		
50mm	10,340	—	3,000	40
75mm	19,080	—		
100mm	29,160	—		
150mm	60,460	—		
200mm	86,410	—		

(臨時用)

基本料金	従量料金 (使用水量1㎡につき)
—	785

小口・大口使用者の負担軽減のための料金改定

今回の  
検証

### (3) 水道の利用状況

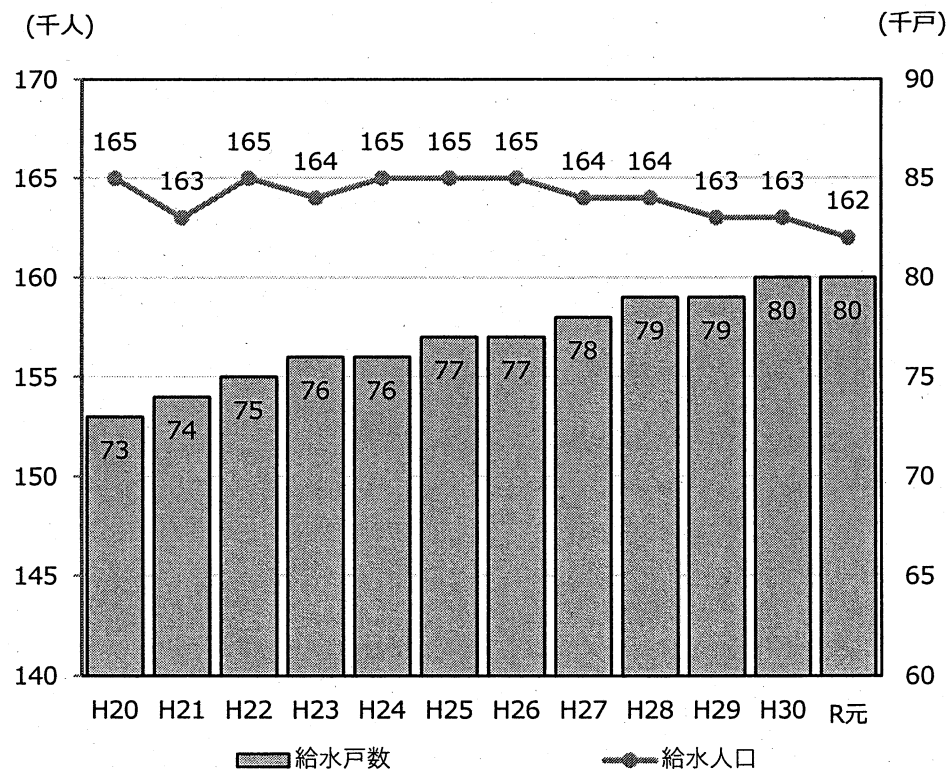
#### ① 給水人口と給水戸数の推移

少子化や核家族化などの影響による帯広市の人口減少や世帯数の増加と同様に、水道の給水人口は減少傾向しているものの、給水戸数は増加傾向が続いている

令和元年度と平成20年度の比較

給水人口 … △ 3千人 (△1.8%)

給水戸数 … + 7千戸 (+9.6%)



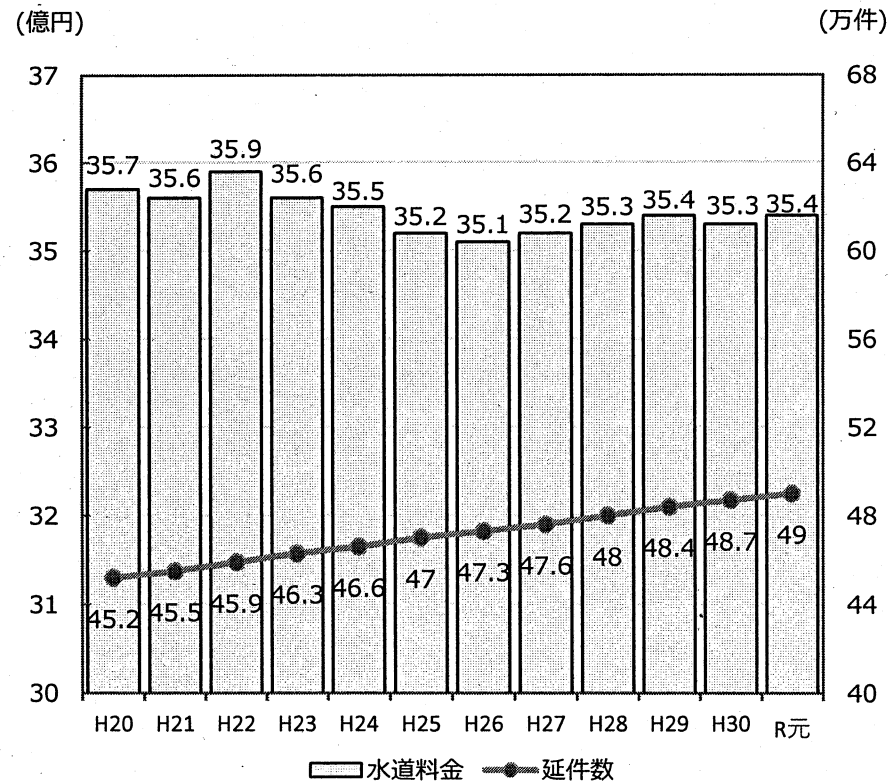
#### ② 延件数と水道料金の推移

延件数は、給水戸数の増加に伴い増加傾向  
水道料金は、減少傾向となっていたが、近年は横ばいの状況

令和元年度と平成20年度の比較

延件数 … + 3.8万件 (+8.4%)

水道料金 … △ 0.3億円 (△0.8%)



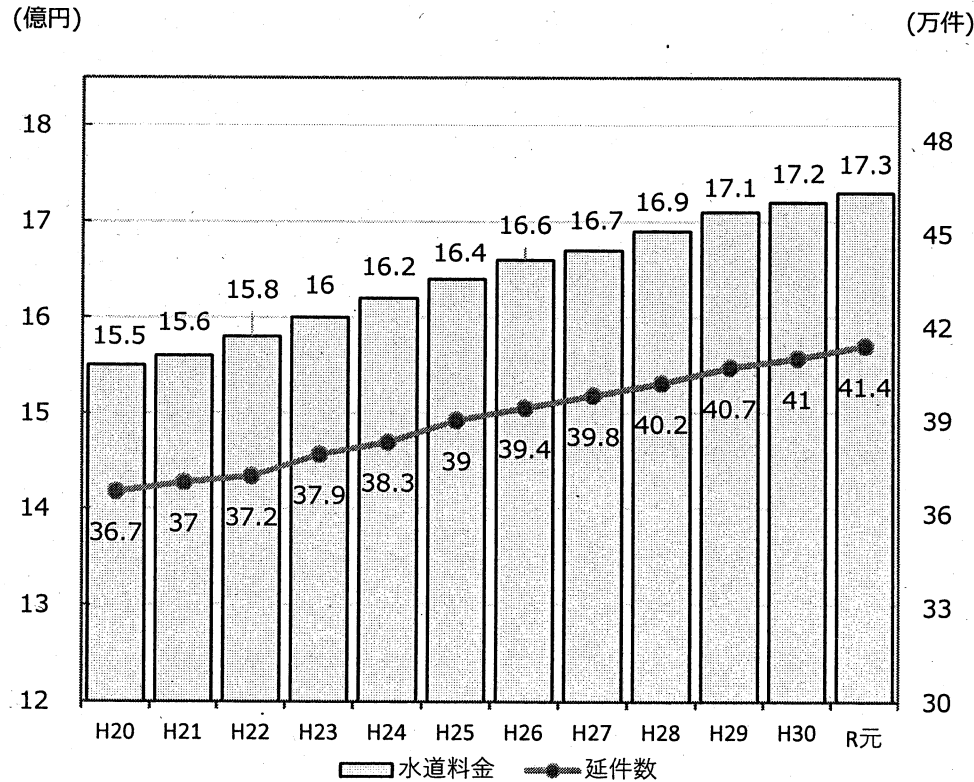
### ③20m<sup>3</sup>/月以下の小口使用者の推移

20m<sup>3</sup>/月以下の小口使用者は、延件数・水道料金ともに大幅な増加傾向が続いている

令和元年度と平成20年度の比較

延件数 … + 4.7万件 (+ 12.8%)

水道料金 … + 1.8億円 (+ 11.6%)



### ④50m<sup>3</sup>/月以上の大口使用者の推移

50m<sup>3</sup>/月以上の大口使用者は、減少傾向が続き水道料金も大幅に減少していたが、近年、水道料金は横ばいの傾向が続いている

平成20年度と平成26年度の比較

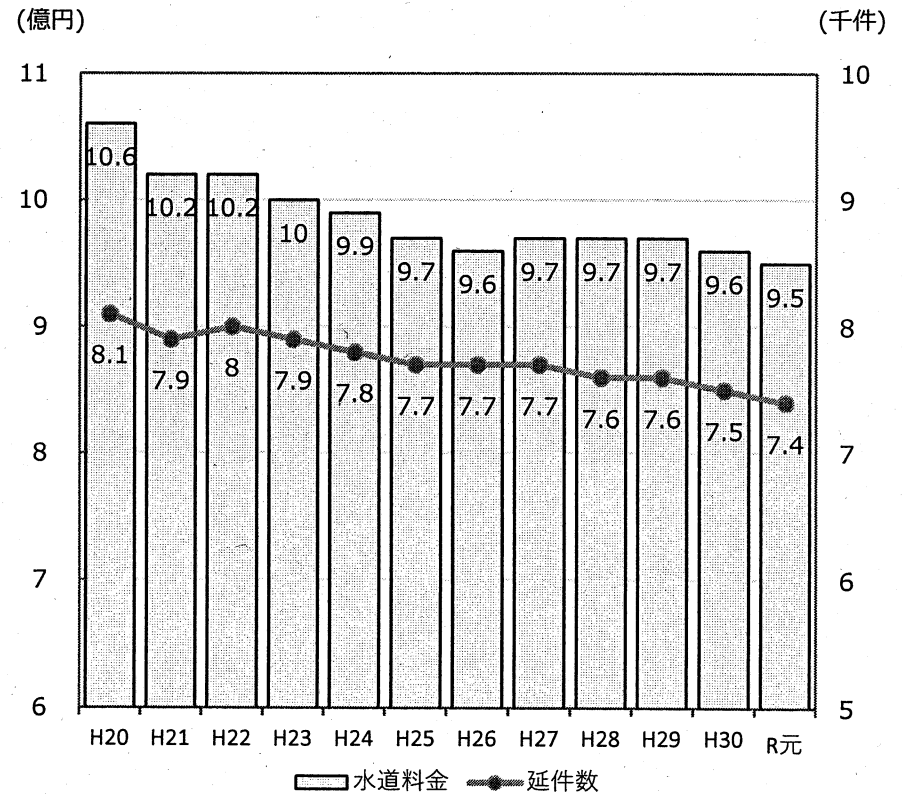
延件数 … △ 0.4千件 (△ 4.9%)

水道料金 … △ 1.0億円 (△ 9.4%)

平成26年度と令和元年度の比較

延件数 … △ 0.3千件 (△ 3.9%)

水道料金 … △ 0.1億円 (△ 1.0%)



## (4)小口使用者の状況

### ①水量別、口径別の利用実績（令和元年度）

全体の利用者のうち、20m<sup>3</sup>/月以下の小口使用者が 84.5%を占める

口径別にみると、口径13mm・20mm・25mmの使用者が 84.2%を占める

(単位:件)

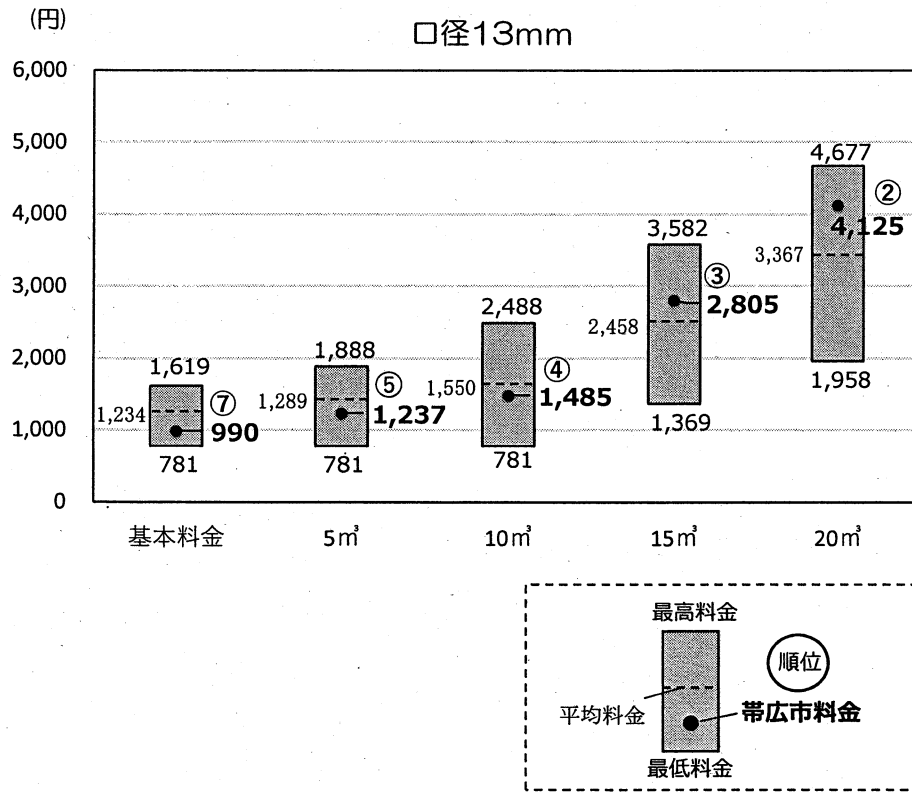
水量(月)		0~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~15m <sup>3</sup>	16~20m <sup>3</sup>	0~20m <sup>3</sup> 小計	21~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~	合計
		延件数	112,107	126,740	103,541	71,148	413,536	68,698	7,356
割合	22.9%	25.9%	21.1%	14.5%	<b>84.5%</b>	14.0%	1.5%	100.0%	

口径		水量(月)		0~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~15m <sup>3</sup>	16~20m <sup>3</sup>	0~20m <sup>3</sup> 計
		13mm	延件数	31,213	25,320	15,251	8,206	79,990
	割合	6.4%	5.2%	3.1%	1.7%	<b>16.3%</b>		
20mm	延件数	78,035	99,015	86,038	61,039	324,127		
	割合	15.9%	20.2%	17.6%	12.5%	<b>66.2%</b>		
25mm	延件数	2,409	2,072	1,939	1,591	8,011		
	割合	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	<b>1.6%</b>		
40mm 以上	延件数	450	333	313	312	1,408		
	割合	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%		
合計	延件数	112,107	126,740	103,541	71,148	413,536		
	割合	22.9%	25.9%	21.1%	14.5%	84.5%		

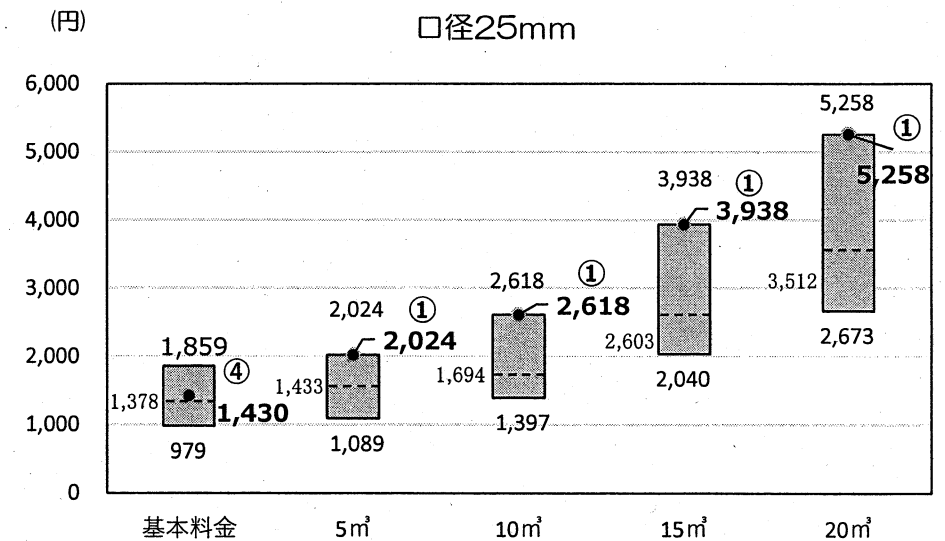
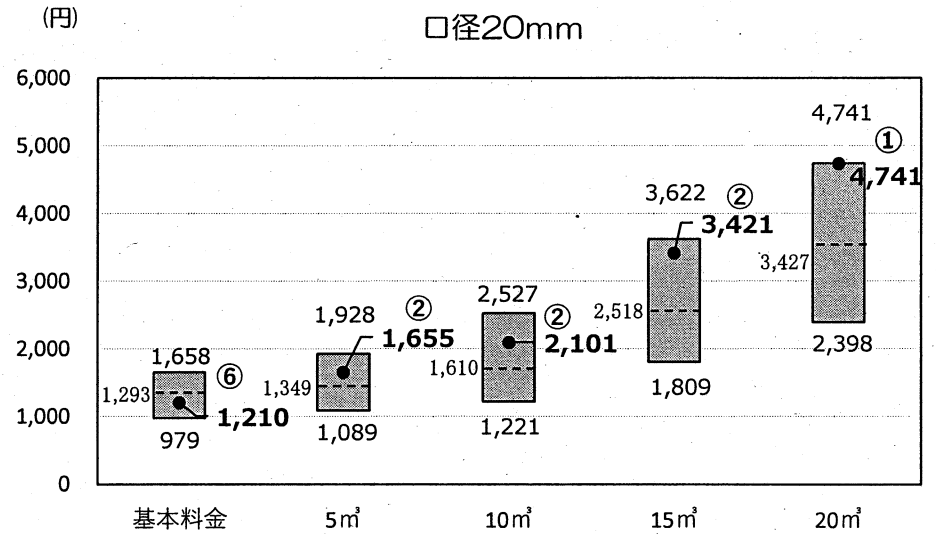
## ②道内主要都市の水道料金の比較 (家事用、20m<sup>3</sup>/月以下の利用、税込)

水道料金(口径25mm以下)を人口10万人以上の道内主要都市9市で比較すると、

- 基本料金は平均的な金額
- 従量料金単価が高いため、使用水量が増えると、  
口径20mmでは、月に20m<sup>3</sup>を使用すると、  
口径25mmでは、月に5m<sup>3</sup>を使用すると、  
主要都市の中で1番高くなる。



※○数字は、道内主要都市9市の中で、帯広市の料金が何番目に高いかを示す





道内主要都市の水道料金表の比較（基本料金と従量料金単価、家事用、税込）

	口径	基本料金	従量料金(1㎡あたり)			
			～8㎡	～10㎡	～15㎡	～20㎡
帯広市	13mm	990円	49.50円/㎡	264.00円/㎡		
	20mm	1,210円	89.10円/㎡			
	25mm	1,430円	118.80円/㎡			
北見市	13mm	1,619円	53.90円/㎡	218.90円/㎡		
	20mm	1,658円				
	25mm	1,696円				
釧路市	13mm～ 25mm	1,363円	12.51円/㎡	206.35円/㎡		
札幌市	13mm～ 25mm	1,452円		220.00円/㎡		
江別市	13mm～ 25mm	1,155円		203.50円/㎡		
小樽市	13mm～ 25mm	1,397円		203.50円/㎡		
旭川市	13mm～ 25mm	1,122円		157.30円/㎡		
苫小牧市	13mm～ 25mm	979円	22.00円/㎡	126.50円/㎡		
函館市	13mm	781円	117.70円/㎡			
	20mm	1,221円				
	25mm	1,859円				

※北見市は、令和2年11月以降の料金表

## (5)大口使用者の状況

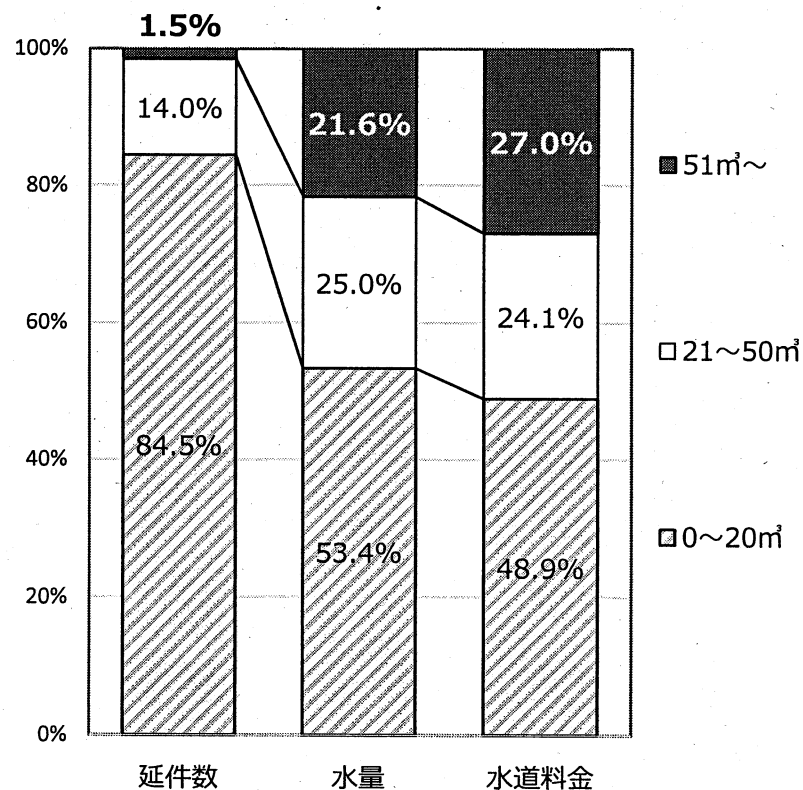
### ①水量別、口径別の利用実績（令和元年度）

月に20㎡未満の利用者が全体の84.5%を占めるが、53.4%の水を使用し 48.9%の水道料金を負担  
月に50㎡を超える利用者は、全体の1.5%に過ぎないが、21.6%の水を使用し 27%の水道料金を負担

(単位:件・千㎡・百万円(税抜))

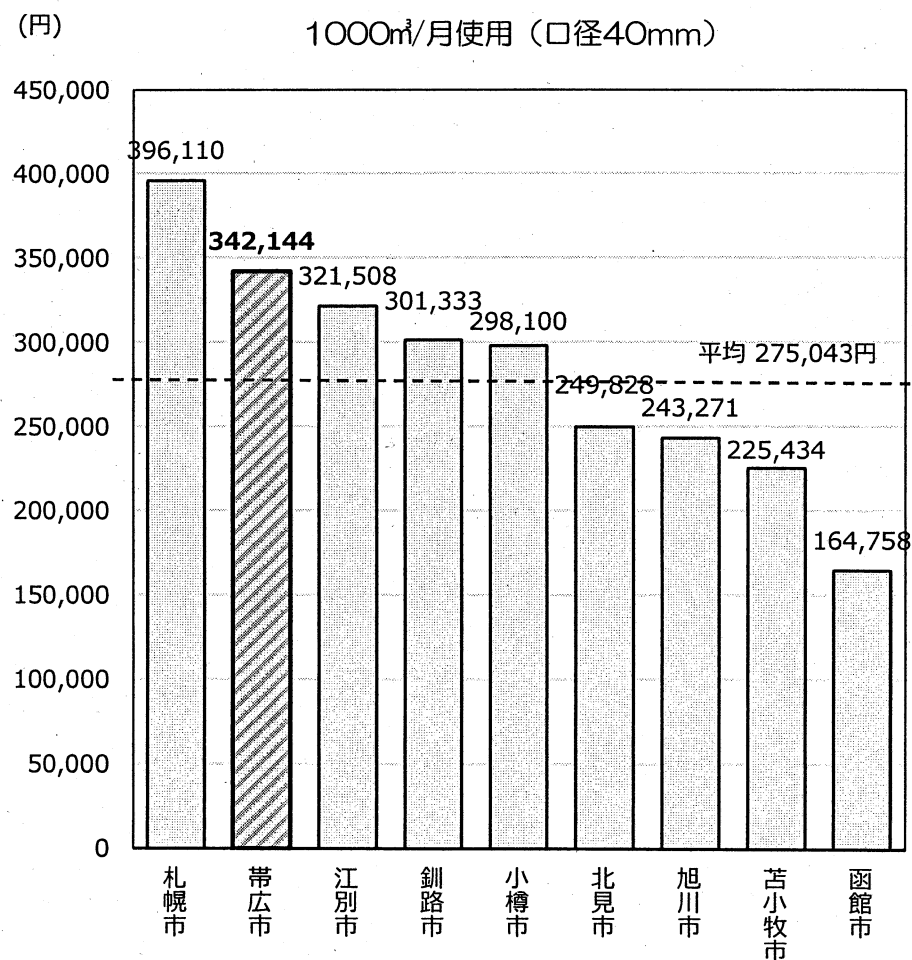
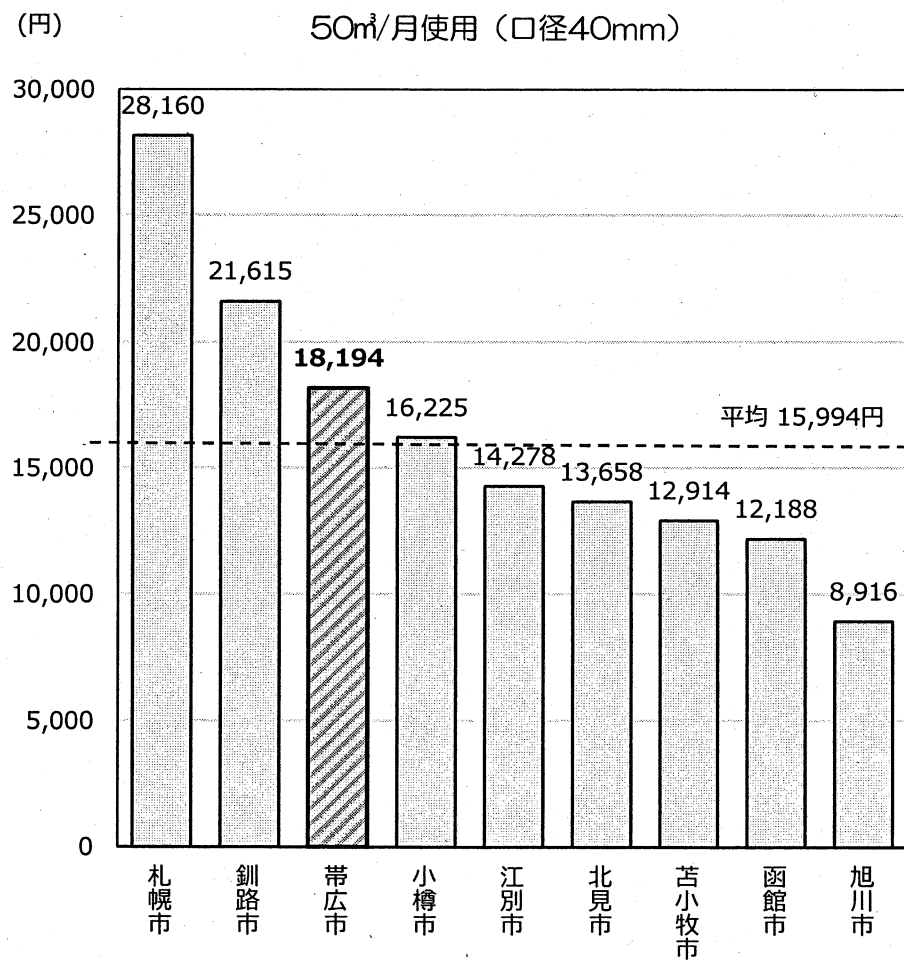
口径		使用水量(月)			
		0~20㎡	21~50㎡	51㎡~	合計
25mm 以下	延件数	412,128	67,617	4,080	483,825
	割合	84.2%	13.8%	0.8%	98.8%
	水量	7,686	3,546	1,062	12,294
	割合	53.2%	24.5%	7.3%	85.1%
40mm 以上	水道料金	1,712	824	268	2,804
	割合	48.4%	23.3%	7.6%	79.3%
	延件数	1,408	1,081	3,276	5,765
	割合	0.3%	0.2%	0.7%	1.2%
合計	水量	26	72	2,060	2,158
	割合	0.2%	0.5%	14.3%	14.9%
	水道料金	18	29	685	732
	割合	0.5%	0.8%	19.4%	20.7%
合計	延件数	413,536	68,698	7,356	489,590
	割合	<b>84.5%</b>	<b>14.0%</b>	<b>1.5%</b>	100.0%
	水量	7,712	3,618	3,122	14,452
	割合	<b>53.4%</b>	<b>25.0%</b>	<b>21.6%</b>	100.0%
合計	水道料金	1,730	853	953	3,536
	割合	<b>48.9%</b>	<b>24.1%</b>	<b>27.0%</b>	100.0%

使用水量段階別の延件数・水量・水道料金の割合



## ②道内主要都市の水道料金の比較 (業務用、50m<sup>3</sup>/月以上の利用、税込)

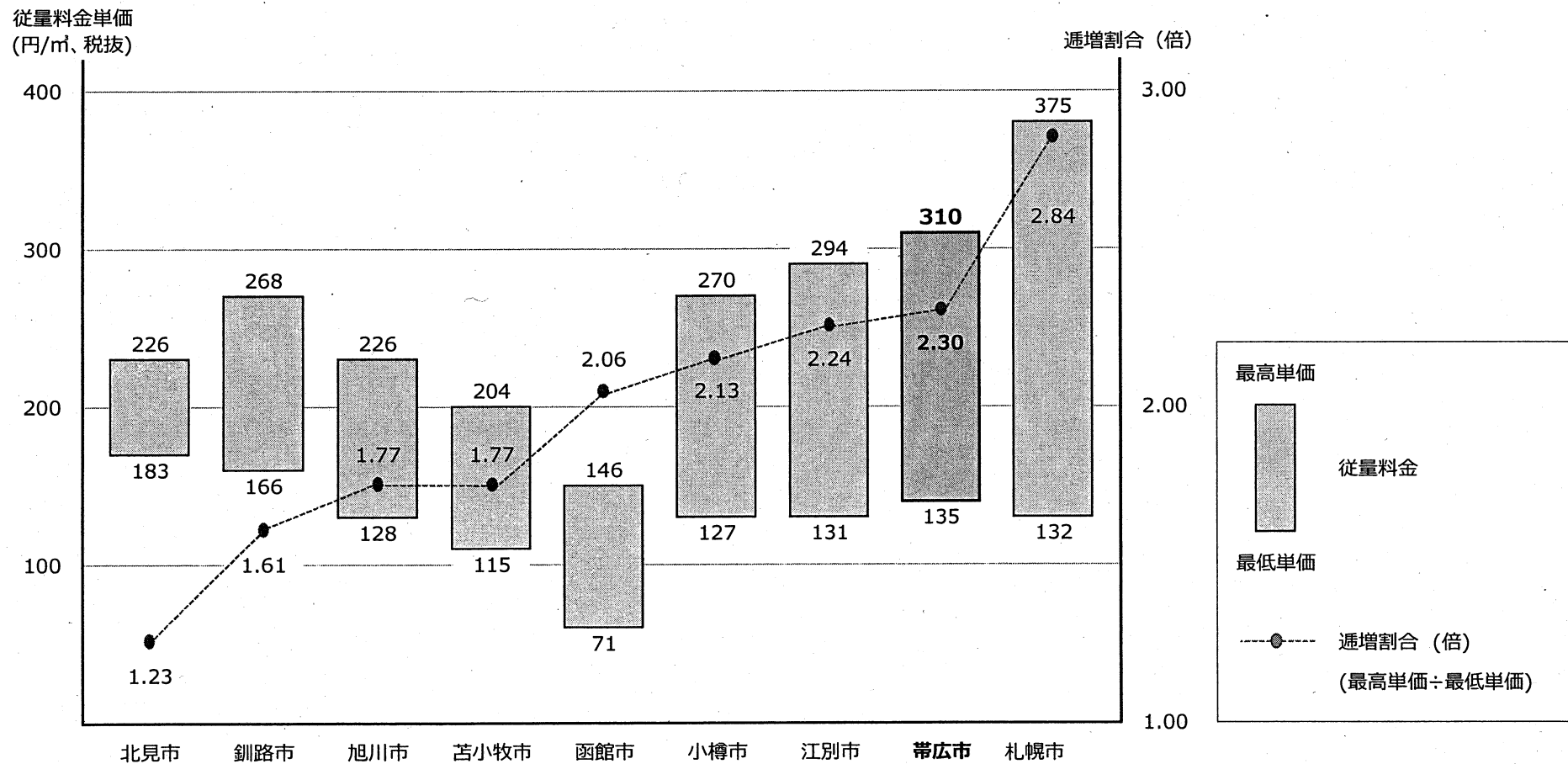
大口使用者(50m<sup>3</sup>/月以上)の水道料金を人口10万人以上の道内主要都市9市と比較すると、50m<sup>3</sup>/月では3番目だが、従量料金単価が高いため、使用水量が増え1000m<sup>3</sup>/月になると、札幌市に次いで2番目に高くなる



### ③道内主要都市の従量料金の最低・最高単価と逓増割合の比較 (税抜)

帯広市の逓増度は、札幌市に次いで2番目に高い

従量料金の最高単価 310円も、札幌市の 375円に次いで2番目に高い



道内主要都市の料金表(従量料金の最低・最高単価と逓増割合) (税抜)

(1か月・税抜金額)

	北見市	釧路市	旭川市	苫小牧市	函館市	小樽市	江別市	帯広市	札幌市
最低基本料金	1,366	1,239	1,020	890	710	1,270	1,050	900	1,320
基本水量	-	-	8	-	10	10	8	-	10
単価	-	-	128	-	71	127	131	-	132
基本水量が ゼロの場合	218	166		131				135	
従量料金 単価	水量 単価	水量 単価	水量 単価	水量 単価	水量 単価	水量 単価	水量 単価	水量 単価	水量 単価
	(住宅用)	(家事用)	(家事用)	(家事用)	(家庭用)	(家事用)	(家事用)		
	1~8 47	1~8 11	9~ 143	1~8 20	11~20 107	11~20 185	9~12 185	1~10 45	11~20 200
	9~ 183	9~ 188		9~20 115	21~30 139	21~ 190	13~ 199	11~20 240	21~30 230
				21~ 100 140	31~ 146			21~50 290	31~ 100 265
				101~ 148				51~ 310	101~ 500 330
									501~ 1000 350
	(住宅用以外)	(業務用)	(家事用以外)	(業務用)	(一般用)	(業務用)	(家事用以外)		1001~ 375
	1~10 65	9~ 268	9~20 143	1~10 30	1~ 146	11~20 255	~+10 261		
	11~ 226		21~50 179	11~20 178		21~50 260	+11~ 294		
			51~ 200 215	21~ 100 192		51~ 100 265			
			201~ 226	101~ 204		101~ 270			
逓増割合	1.23	1.61	1.77	1.77	2.06	2.13	2.24	2.30	2.84
算定式	226/183	268/166	226/128	204/115	146/71	270/127	294/131	310/135	375/132
順位	9	8	7	6	5	4	3	2	1

## (6) 超大口使用者、専用水道事業者の状況

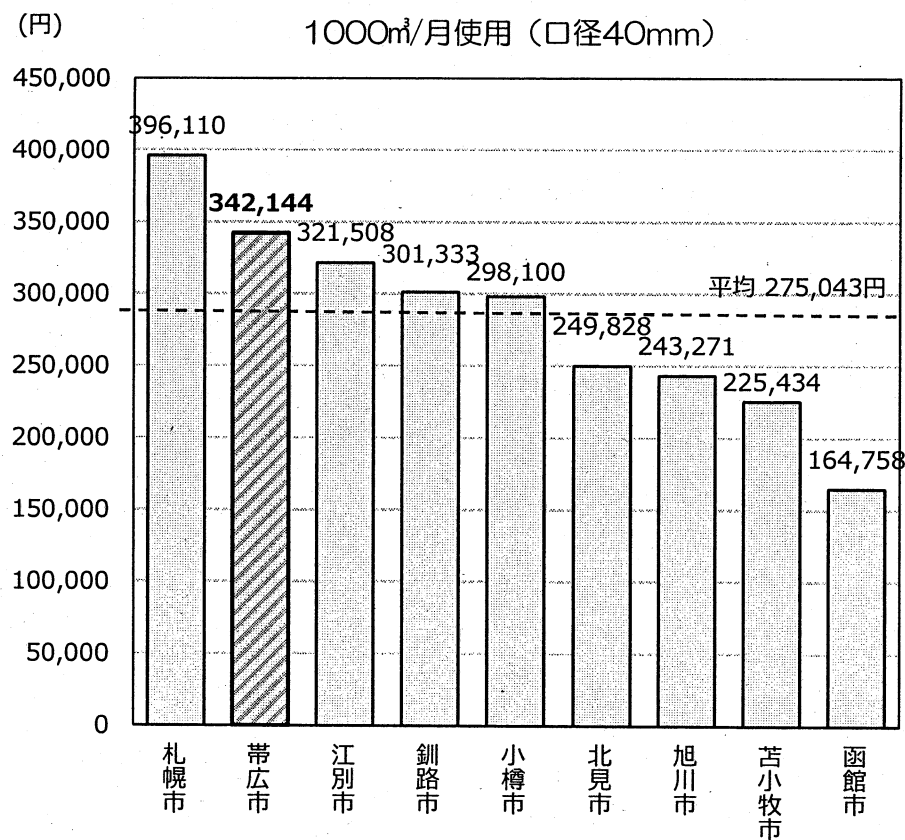
### ① 水量別の利用実績（令和元年度）

月に1000m<sup>3</sup>を超える超大口利用者は、全体の0.03%となっているが、平均単価は321円/m<sup>3</sup>であり、他の利用者と比較すると割高な料金となっている

月に1000m<sup>3</sup>の水道料金を道内主要都市と比較すると、札幌市に次いで2番目に高くなっている

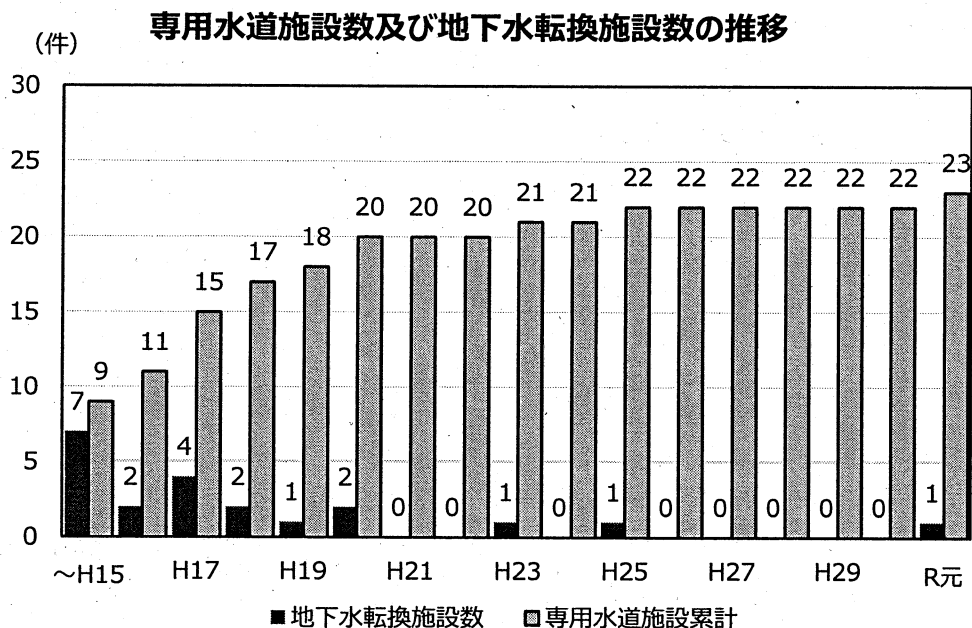
(単位:件・千m<sup>3</sup>・百万円(税抜))

水量(月)	0～ 20m <sup>3</sup>	21～ 50m <sup>3</sup>	51～ 1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> ～	合計
延件数	413,536	68,698	7,188	168	489,590
割合	84.47%	14.03%	1.47%	0.03%	100.0%
水量	7,712	3,618	2,396	726	14,452
① 割合	53.4%	25.0%	16.6%	5.0%	100.0%
水道料金	1,730	853	720	233	3,536
② 割合	48.9%	24.1%	20.4%	6.6%	100.0%
平均単価					
②/① (円/m <sup>3</sup> )	224	236	301	<b>321</b>	245



## ②専用水道施設と地下水へ転換した事業者の推移

H20までは地下水への転換傾向が見られるが、それ以降は微増



### 専用水道とは (令和元年度末 21事業者、23施設)

- 井戸水などの自己水源を使用し、101人以上の居住に必要な水を供給する者又は 20m<sup>3</sup>/日以上給水施設を持つ者
- 他の水道(上水道)からの給水のみを受水槽に受けて使用するものうち、口径25mm以上の水道管延長が1,500m以上 又は 水槽の有効容量の合計が 100m<sup>3</sup>以上

## ③専用水道事業者の状況

専用水道事業のうち、地下水を利用している 20施設の平均水量は約 3,600m<sup>3</sup>/月であり、大量の水を使用

### 原水の種類

水道のみ	2施設
井戸のみ	6施設
うち、休止中	1施設
水道と井戸の併用	15施設
合計	23施設

### 地下水の利用状況 (令和元年度 月平均)

水量	施設数
~ 1,000m <sup>3</sup>	
1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000m <sup>3</sup>	5施設
2,001m <sup>3</sup> ~ 3,000m <sup>3</sup>	5施設
3,001m <sup>3</sup> ~ 4,000m <sup>3</sup>	6施設
4,001m <sup>3</sup> ~ 5,000m <sup>3</sup>	2施設
5,001m <sup>3</sup> ~ 6,000m <sup>3</sup>	1施設
6,001m <sup>3</sup> ~ 7,000m <sup>3</sup>	
7,001m <sup>3</sup> ~ 8,000m <sup>3</sup>	
8,001m <sup>3</sup> ~ 9,000m <sup>3</sup>	
9,001m <sup>3</sup> ~ 10,000m <sup>3</sup>	
10,001m <sup>3</sup> ~	1施設
合計	20施設

平均約 3,600m<sup>3</sup>/月

## ④バックアップ料金制度

専用水道 (21事業者、23施設)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 井戸水などの自己水源を使用し、次の条件に該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 101人以上の居住に必要な水を供給する者 又は 20m<sup>3</sup>/日以上給水施設を持つ者</li> </ul> </li> <li>又は</li> <li>● 他の水道(上水道)からの供給水のみを受水槽に受けて使用するもののうち、次の条件に該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 口径25mm以上の水道管延長が1,500m以上 又は 水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>以上</li> </ul> </li> </ul>	
<b>バックアップ料金制度対象 (13事業者、15施設)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 帯広市と給水契約を取り交わす大口使用者が、使用水量の大部分を地下水へ転換し、水道は補助用(バックアップ)として利用する事業者。</li> <li>● 水道料金の大幅な減少や建設投資のコスト回収が心配されたことから、一般使用者との負担の公平性を確保するため、平成24年に給水条例を改正し任意契約の制度を創設。</li> </ul>	<b>バックアップ料金制度対象外 (8事業者、8施設)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 帯広市と給水契約のない事業者</li> <li>又は、</li> <li>● 水道水をバックアップとして使用しない事業者</li> </ul>
<b>バックアップ契約者</b> 9事業者 (10施設)	<b>バックアップ未契約者</b> 4事業者 (5施設)

### バックアップ料金表

#### 【医療機関用】

給水契約の メーター口径	バックアップ料金 (円：税抜)
25mm	160,000
40mm	520,000
50mm	780,000
75mm	1,940,000
100mm以上	3,320,000

#### 【医療機関以外】

給水契約の メーター口径	バックアップ料金 (円：税抜)
25mm	320,000
40mm	1,040,000
50mm	1,560,000
75mm	3,880,000
100mm以上	6,640,000

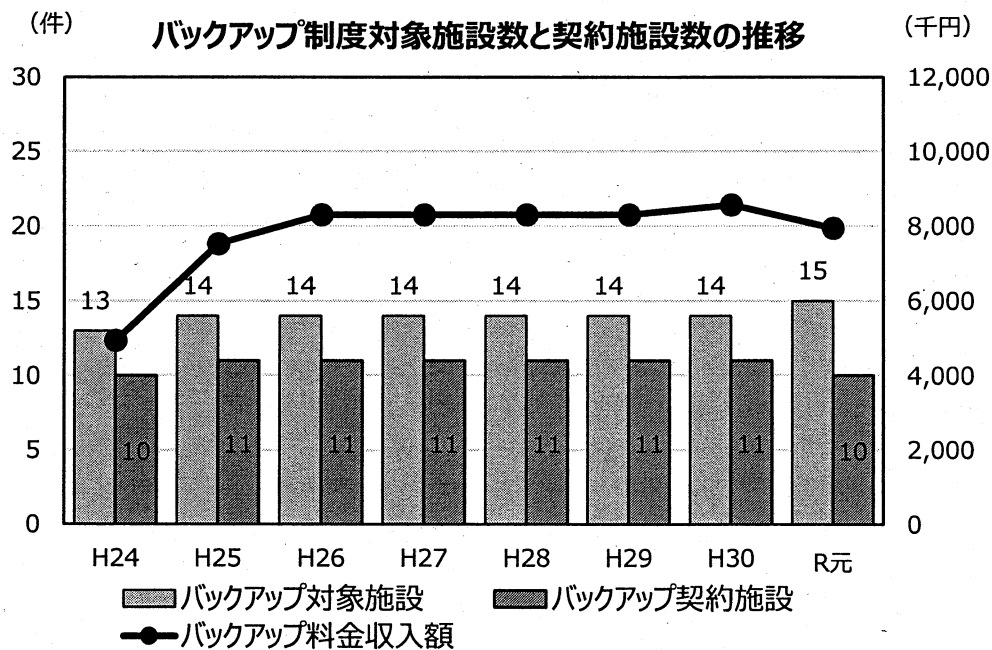
#### 【バックアップ料金の割引】

年間の全体使用量に 占める水道使用割合	バックアップ料金 割引率
3割以上	50パーセント
5割以上	70パーセント



## ⑤バックアップ料金の状況

- バックアップ料金制度から8年間で、対象事業者は1者2施設増加
- バックアップ契約事業者数及び施設数は、新規契約や契約解除があるものの、制度創設時と比較し変化なし
- バックアップ料金収入額は、約800万円で推移。  
H24当初見込み約3,200万円（△2,400万円）（減の要因：減径と未契約者による影響）



**バックアップ対象者・契約者の推移** 【各年度末】

		H24	H25 ~H30	R元
バックアップ 対象	事業者数	12	12	13
	施設数	13	14	15
バックアップ 契約	事業者数	9	9	9
	施設数	10	11	10

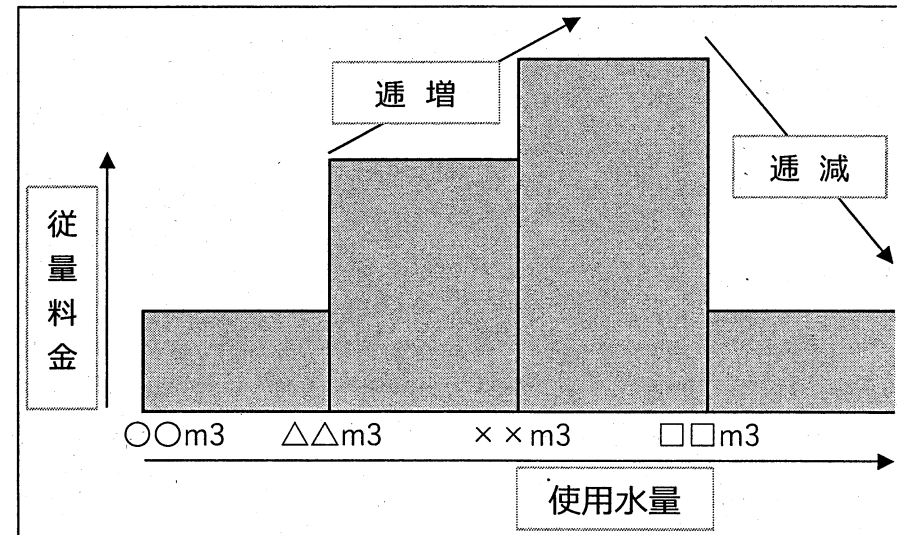
## ⑥全国の地下水対策の現状、国の動向等

### ■ 国の動向等

- 1) 災害時における医療体制の充実強化  
医療機関に、地下水による水の確保を求めている。
- 2) 「新水道ビジョン」における地下水の位置づけ
  - 災害時における地下水利用の有効性
  - 逓増性料金の緩和による大口使用者の地下水切替えの抑止
  - 逓減性の導入

### ■ 全国の自治体の事例

- 1) 大口使用者に対する地下水への転換抑止
  - 水道の一定水量以上の使用部分の料金単価を安くする。  
→ 逓減料金単価の設定
  - 個別契約により、基準水量を超えて使用した水道単価を低額に設定する。
- 2) 地下水から水道への転換促進  
地下水使用者が水道に切替える、あるいは、地下水使用者が水道に回帰する場合の、給水装置の負担金を緩和する。



# (7) 公共料金金の状況

## ① 帯広市の水道料金体系（公共用）の推移 ※料金表より公共用と一般用を抜粋(税抜)

○公共用の料金については、時代により名称は変更されているが、昭和28年の給水開始時より設定されおり、昭和41年の改定までは、一般用の料金より割安な設定

○昭和45年以降の改定では、一般用や小口使用者の改定率を抑えるため、公共用の料金が割高な状況が続いている

	昭和28年12月23日から			昭和32年4月1日から			昭和35年4月1日から			昭和39年10月1日から			昭和41年4月1日から			昭和45年4月1日から					
	基本料金 基本 水量	従量 料金	基本料金 基本 水量	従量 料金	基本料金 基本 水量	従量 料金	基本料金 基本 水量	従量 料金	基本料金 基本 水量	従量 料金	基本料金 基本 水量	従量 料金	基本料金 基本 水量	従量 料金	基本料金 基本 水量	従量 料金					
家事用 (計量栓、専用)	10㎡	180	20	10㎡	210			8㎡	220	25	8㎡	220	25	一般用	8㎡	285	30	一般用	8㎡	350	40
団体用	30㎡	270	11	30㎡	450	~100㎡	15	市 公共用	-	15	-	25	その他	-	30		官公署 学校用	-	-	45	

口径	昭和50年11月1日から				昭和55年1月1日から				昭和56年10月1日から				平成6年4月1日から			
	基本料金 基本 水量	従量料金		基本料金 基本 水量	従量料金		基本料金 基本 水量	従量料金		基本料金 基本 水量	従量料金		基本料金 基本 水量	従量料金		
		~20㎡	21㎡~		~20㎡	21~ 100㎡	100㎡~		~20㎡	21~ 100㎡	100㎡~		~20㎡	21~ 50㎡	51㎡~ 100㎡	100㎡~
13mm	450			550				680				960				
20mm	600			750				930				1,440				
25mm	800	60	70	1,000	75	90	100	1,250	100	125	140	1,850	160	195	210	230
40mm	1,400			1,800				2,500				4,130				
50mm	4,000			5,300				7,000				7,660				
75mm	5,500			7,500				11,000				14,780				
100mm	6,500			11,000	100	120	130	16,000	140	165	180	23,330	195	210	230	255
150mm	14,000			24,000				33,000				49,260				
200mm	20,000			35,000				46,000				68,850				

口径	平成9年4月1日から				平成12年2月1日から				平成20年4月1日から					
	基本料金 基本 水量	従量料金		基本料金 基本 水量	従量料金		基本料金 基本 水量	従量料金		基本料金 基本 水量	従量料金			
		~20㎡	21~ 50㎡	51㎡~ 100㎡	100㎡~	~20㎡	21~ 50㎡	51㎡~ 100㎡	100㎡~		~10㎡	11~ 20㎡	21~ 50㎡	51㎡~
13mm	1,200				1,350				900					
20mm	1,700				1,910				1,100					
25mm	2,110	210	255	270	295	240	290	310	340	0㎡	45	240	290	310
40mm	4,790				2,380				1,300		81			
50mm	8,990				5,440				5,440		108			
75mm	16,700				10,340				10,340					
100mm	25,610				19,080				19,080					
150mm	53,320	255	270	295	325	290	310	340	375	10㎡	-	290	310	340
200mm	75,570				29,160				60,460					
					86,410				86,410					

## ②道内主要都市の水道料金体系（用途別）

○道内主要都市の中では、帯広市のみが「公共用」の料金体系を採用

	帯広市	札幌市	旭川市	函館市	釧路市	苫小牧市	小樽市	北見市	江別市
用途	一般用	家事用	家事用	家庭用	家事用	家事用	家事用	住宅用	家事用
		家事用、 公衆浴場用以外	家事用以外	一般用	業務用	業務用	業務用	住宅用以外	家事用以外
	浴場用	公衆浴場用	—	公衆浴場用	浴場用	浴場用	浴場用	浴場用	湯屋用
	公共用	—	—	—	—	—	—	—	—
	臨時用	—	臨時用	—	臨時用	臨時用	臨時用	臨時用	臨時用その他

### ③用途別の利用実績（令和元年度）

○全体のうち、公共用が占める割合は、延件数の割合では0.5%、水道料金の割合では6.3%

○月に10m<sup>3</sup>以下の利用者が50.3%を占めるが、101m<sup>3</sup>以上の利用者も19.8%

○水道料金の割合では、月に101m<sup>3</sup>の利用者で87.0%を占める

(単位:件・百万円(税抜))

	一般用	公共用	浴場用	臨時用	合計
延件数	486,481	2,654	43	412	489,590
割合	99.4%	0.5%	0.0%	0.1%	100.0%
水道料金	3,307	223	1	5	3,536
割合	93.5%	6.3%	0.0%	0.1%	100.0%

公共用の使用水量別内訳

(単位:件・百万円(税抜))

	0~ 10m <sup>3</sup>	11~ 20m <sup>3</sup>	21~ 50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	101~ 500m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> ~	合計
延件数	1,335	265	347	181	443	83	2,654
割合	50.3%	10.0%	13.1%	6.8%	16.7%	3.1%	100.0%
水道料金	6	3	9	11	66	128	223
割合	2.7%	1.3%	4.0%	4.9%	29.6%	57.4%	100.0%

### ④公共用料金と一般用料金の比較

○月に10m<sup>3</sup>以下の使用水量では差がない

○11m<sup>3</sup>以上の従量料金の単価は、1m<sup>3</sup>当たり22円から55円の差があるため、使用水量が増えるほど水道料金の差が大きくなる

使用水量別 水道料金(口径20mm、月額)

(単位:円、税込)

	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>
公共用	2,101	5,291	15,521	34,221	183,821
一般用	2,101	4,741	14,311	31,361	167,761
差額	0	550	1,210	2,860	16,060

水道料金表

(1か月、税込)

口径	基本料金		従量料金				
	基本水量	~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~		
13mm	990	49.5	公共用	319	341	374	
20mm	1,210	89.1					
25mm	1,430	118.8					
40mm	5,984	10m <sup>3</sup>	-	一般用	264	319	341
50mm	11,374						
75mm	20,988						
100mm	32,076						
150mm	66,506						
200mm	95,051	差額	55	22	33		